

資料編

税理士会

[資料 1] 税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果 49

[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について 52

AOTCA

[資料 3] AOTCA概要 55

[資料 4] AOTCA規約 56

[資料 5] AOTCA加盟団体一覧 62

[資料 6] 2014年AOTCA台北会議報告 63

CFE

[資料 7] 『ヨーロッパのタックスアドバイザーに関するハンドブック 第2版(2013)』
(*European Professional Affairs Handbook for Tax Advisers 2nd edition*) サマリー 82

韓国

[資料 8] 韓国税務士会概要 95

[資料 9] 日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績 97

ドイツ

[資料 10] ドイツ連邦税理士会概要・会員特性 100

税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果

名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1 担 当 機 関	国際部	特定してない	特定してない	特定してない	国際部	国際委員会	調査研究部 国際関係小 委員会	名古屋税務 研究所	特定してない	総務部国際 交流小委員 会	特定してない	特定してない	総務部国際 交流小委員 会	特定してない	国際委員会
構成員	16人				11人	11人	4人	35人		4人					6人
設置年度	1997年				1999年	2012年	2014年	2009年		2013年					2010年
2 外 国 語 資 料	①外国人のた めのやさしい日 本の税金と税 理士制度(英 語・韓国語・中 国語) ②本会紹介英 文パンフレット		千葉県税理 士会の案内 (英文)		釜山地方税 務士会との学 術討論会冊 子										
3 1 友 好 協 定	可	可	可(千葉県会 HPに掲載)	可	可										
相手団体	ケルン税理士 会	韓国中部地 方税務士会	モンゴル税理 士会		釜山地方税 務士会		ミュンヘン税 理士会			ソウル地方税 務士会、大連 注冊税務師 協会	光州地方税 務士会		ニューレンベ ルグ税理士会	大田地方税 務士会	台北市記帳 及報税代理 業務人公會
協定名称	共同声明	友好協定	友好協定		友好協定		友好親善合 意書			三國共同宣 言	友好協定		友好協定	友好協定	友好協定
締結年	1980年、1987 年、1990年	1991年	2009年		1991年		2001年			2006年	1997年		1989年	1995年	2012年
協定内容	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進	相互理解・交 流促進、情報 交換		相互理解・交 流促進、情報 交換		相互理解・交 流促進			相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換		相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換
協定に基づく 活動概況		2年に1回の 懇談会			年1回の学術 討論会		2年に1回の 相互訪問				年1回の相互 訪問		年1回の相互 訪問	年1回の相互 訪問	2年に1回 の相互訪問
2 相手団体	ソウル地方税 務士会	ハンブルグ税 理士会			フェンセルド ルプ税理士会					大連注冊税 務師協会			韓国・中部地 方税務士会		
協定名称	友好協定	友好協定			友好協定					友好協定			友好協定		
締結年	1995年	2000年			1999年					2009年			1994年		
協定内容	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換			相互理解・交 流促進、情報 交換					相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換		相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換
協定に基づく 活動概況	年1回の定期 委員会														
3 相手団体	中国注冊税 務師協会・北 京市注冊税 務師協会														
協定名称	友好協定														
締結年	2004年														
協定内容	相互理解・交 流促進、情報 交換														
4 相手団体	台湾中華工 商税務協会 東京・台湾税 務専門家情 報交換協定														
協定名称	情報交換														
締結年	2013年														
協定内容	情報交換														
3-2 協定締結の要望	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし

1. グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

1) グローバル社会のなかで、税務専門家制度はどのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	最近の傾向として、経済活動のグローバル化の流れは、一部の大企業だけの問題に留まらず、我々税理士が関与している中小企業にとっても大きな問題となってきている。そこに係る税務専門家は、関与先が進出しようとしている国々の活きた税務情報や事情を収集し伝える必要が出てきている。そのためには、我々税務専門家は、相手国の税務専門家達と交流・情報交換の輪を作り、それを拡大する必要性を感じる。
東京地方	グローバル社会になると、必ずしも日本人だけではなく、外国人を含め様々な問題が発生することが予想されるので、日本の税法だけではなく、外国の税法等、より幅広い知識を有する税務の専門家を増やしていかなければならないと考える。
千葉県	グローバル社会において、税のあり方と企業のコンプライアンスを考え直さねばならない時代に入った。税の専門家として、納税者のために、国境を越えて国際税務を勉強しなければならない。海外の事だからではなく、実務上の問題を、色々な国の考え方を参考に、本来どうあるべきかを理論的に追求する姿勢を忘れてはならない。
関東信越	中小企業においても海外取引や海外進出が増加し、また、国外財産調書制度が導入されるなど、税理士業務においても国際税務は身近なものになりつつある。税理士会における組織的な対応の充実はいうまでもないが、税理士個人においても資質を高めるため、国際税務についての国内研修や、海外研修への参加等を行い、ある程度のレベルの国際税務に対応できるようにしておく必要がある。
北海道	各国の税理士等の税務専門家同士のネットワークの形成が必要と思う。 特に顧客が海外進出する際に、海外の税理士等との連絡・連携を図り、適正なアドバイスやサービスを提供できる体制の構築が必要と思う。 また、日本国内の外国人や外国法人等に対して、適正な納税義務を果たして頂くためにも、税理士会として、地元の税務当局や国際関係機関等と連携し、税務支援を行う体制の整備も必要と思う。
東北	各国の税制が異なるなかで、税務情報の共有化を発端として、将来的にはインバウンドもアウトバウンドも各国の税務専門家が共同で税務業務を受託できる体制の整備が必要である。資格の相互承認も視野に入れる。
東海	我が国の税理士制度は諸外国の制度と比較して、どのような特徴を持つのか。我が国の税理士制度の特性と問題点を具体的かつ客観的に理解したうえで、諸外国のタックスプロフェッショナル制度と比較検討することが重要である。
中国	各国の税制や税務専門家制度に対する理解を深めるための情報交換や国際交流を進める。
九州北部	国に応じた資格取得制度に安易に外国人資格者を認めることは避けるべきだと思う。あくまでその国の試験制度の範囲を広げてはいけないと思う。

2) 税理士制度を他国にどのように普及・浸透させていくべきか

会名	意見・提案等
東京	成長するアジア諸国においては、経済取引グローバル化の早い流れの変化に、税法や制度作りが追いついていないのが実情である。課税の「公平・公正の問題」は、我が国国内だけの問題ではなく、広くグローバルな課題であると言える。これを担っているのは税理士制度であり、日税連が中心となって遂行している、AOTCAへの参加国を増やし情報交換の場を増やし続けることだと思う。
東京地方	税理士制度のない国については、その国において税に携わっている組織との更なる交流を図るとともに、我が国の税理士制度の素晴らしさを、あらゆる機会を捉えて広報すべきと考える。
関東信越	税理士だけではなく、税理士制度に理解のある政治家や大学研究者等とともに、税理士制度の普及・浸透について、協議・検討を行うことも必要と思う。 民主主義の根幹をなす租税・税務に関し、税理士が独立・公正な立場で申告納税制度の発展に寄与してきたことや、次代を担う世代に対し租税教育等を積極的に行って社会に貢献していることを理解してもらうことが、税理士制度の有用性をアピールする上で重要と考える。
北海道	各国の税制や税務行政を尊重した上で、税理士等の民間同士の草の根レベルの交流を図り、各国の自発的な取り組みに協力することが必要かと思う。また、国際協力機構(JICA)等の国際機関等とも連携し、アジア諸国の民間レベルの税務専門家同士の交流・研修プログラムを充実させる必要もあるかと思う。 さらに、日本の税理士においても、アジア諸国の税務支援や税務行政等の現状を把握すると共に、日本の税理士制度を普及するために、短期・長期の派遣制度や研究助成制度等の創設についても検討してみてもと思う。
東北	AOTCAを通じて日本のリーダーシップを発揮し、日本の税理士制度をモデルとして普及すべきである。
名古屋	対象国において必要性がなければ、我が国から働きかけを行っても導入は難しいと思います。社会インフラとして、税の徴収に困難をきたしている諸外国に対して、我が国の税理士の役割を伝える地道な活動が必要だと思います。
東海	先ずは言葉の壁である。多様な側面から他国とのコミュニケーションが取れない。各団体等と積極的なディスカッションをすることが、普及・浸透につながると考える。

北陸	<p>税務専門家としての税理士制度は、国際的には一般的ではない。特に、無償独占が認められている点において特徴がある。一般には、公認会計士、弁護士等が税務を取り扱うことが多く、それに加えて税務に関する専門家を制度として入れている国もある。</p> <p>例えば、アメリカでは、税務申告は、誰にでもできるとされている。H&R・ブロック、ジャクソン・ヒューイトといった大手の全国展開する申告書作成代理業者が寡占状態で申告代理業を行っている。近年、これらの業者のサービスに関する問題点の指摘が多発し、IRSは、これらの事業者に対する規制を強めている。問題点というのは、単に申告書の内容の誤りに止まらず、申告書作成サービスに付随して税額控除できる確定拠出年金を販売することによって手数料を得ることや、還付税金を担保にして融資をする際の高利率である。</p> <p>規制緩和、同様の業務を行う有資格者の国際的相互乗り入れがよく話題に上るが、税務に関わる専門家に最も求められるのは、高い倫理規範、職業的専門知識、高度の顧客サービスであるはずである。日税連や税理士会のような専門家の団体は、これを維持することによってその社会的地位を高く保持する責任があるのだと考える。</p>
中国	<p>我が国の税理士制度発展の歴史をよく説明して理解を深めてもらう。その上で、歴史や社会的環境を異にする他国が、その国にあった税理士制度を導入し普及させる糸口や条件を見つけるための支援を行う。</p>
九州北部	<p>その国の政策により進めるべきで、日本政府のモデルケースの一つとして日本の税理士制度を提案・推進すべきであり、そのお手伝いとして税理士会も積極的に関わることが重要であると思う。</p>

2. AOTCA/ハノイ会議(2013年)及び台北会議(2014年)に参加しての印象等

会名	意見・提案等
東京	<p>2013年、2014年とも、それぞれに参加国の国事情を反映しており、成功裏に行われたと思う。2015年10月の大阪会議が今後の更なる発展の節目となることを望む。</p>
千葉県	<p>研修時における参加者が毎年減少しているのは、通訳が悪かったり、パワーポイントの不具合、マイクが悪い等ありますが、費用をかけて貴重な話をしているにも関わらず観光等に参加されるのではなく、税に対する意識を訴えている話にもっと耳を傾けるべきである。</p>
関東信越	<p>多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関してOECDが第一次提言を発表し、マスコミ報道が盛んに行われた時期でもあり、これをテーマとする各セッションは大変興味深かった。</p> <p>語学力がないので事前に配付されたレジュメは有難く、また、通訳の重要性を痛感した。</p> <p>ホスト団体の皆さんの種々のパフォーマンスにおける熱心な姿に親しみを覚えた。</p>
北海道	<p>(ハノイ会議は欠席のため、台北会議についてのみ記載する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳のレベルをもう少し上げて頂きたかった。 ・会場が少し狭く感じた。 ・BEPS等の議論が多かったこともあり、欧米諸国のスピーカーの発言力が強いように感じた。 ・一部自費でも構わないので、会場外にて現地の税務行政機関や会計事務所等を訪問する機会などもあるとより良いと思う。 ・全体会議の他に2国間協議の時間も設けて、特定国・地域の税務専門家との意見・情報交換を行う機会があれば良いと思う。
東北	<p>AOTCAは納税者憲章とBEPSに焦点を絞ってきたが、上記のビジネス支援体制や租税教育などについても論議すべきである。</p>
名古屋	<p>事前の情報が少なく、同時通訳の限界もあるため、資料のない発表を聞くことが困難だった。</p>
東海	<p>一般会員の参加ができるよう、配慮してほしい。</p>
北陸	<p>2013年のハノイ会議は欠席したが、台北会議については、まず、セッション・スピーカーの役を与えていただいたことに深く感謝する。</p> <p>全体の印象に関して、国際大会としては一定のレベルに達していると感じた。ただ、セッションの内容に関しては、報告者と会場出席者との間で十分な意思疎通が図られたかどうかについて、若干の疑問を感じた。大きな視点からいうと、テーマ自体に関する関心が共有されているのかどうか疑問であったこと、技術的には、通訳のレベルの問題である。</p> <p>報告者の報告内容について、大手の会計事務所出身者が多く、多人数の面前でプレゼンテーションをすること自体には慣れている印象を受けたが、一定のテーマについて掘り下げた考察を報告し、あるいは、自国の制度の特徴について比較制度的に報告するような点に関して、意識がそこまでになっていないと感じた。国内の税法関係の学会、海外においての税務に関するパネル等に出席した経験から言えば、報告の仕方が実務家だから仕方がないことは認めるが、根拠等をきちんと示さないもので、若干物足りないと感じた。</p> <p>せっかくの大会なので、もっと時間を取って活発な議論をできるようなものができれば良いが、それをするまでの時間的余裕等に恵まれていないのだと思った。</p>
中国	<p>ホスト役である台湾側の温かいもてなしの心が感じられた。</p> <p>同時通訳のレベルが低く、公用語の英語国メンバーとその他メンバーとの情報格差があるように感じられた。</p> <p>台湾やベトナムの参加者からは、日本に対する期待の高さが感じられた。</p>
九州北部	<p>台北会議のみ参加したが、言葉の問題を大いに感じた。通訳のレベルにより、セッションの内容の理解度に格差があると思う。個人的には英語力の必要性を痛感した。パーティーのアトラクションは各国大変よかったと思う。</p>
南九州	<p>ホスト国として、おもてなしサービスに徹していた印象がある。</p>

沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・セッション資料が事前に入手できず、当日配布はきつかった。 ・台北の会議場が一日は椅子席のため、メモをとるのに大変だった。 ・最終日は飛行機の関係で観光に全員で参加することができなくて残念だった。 <p>上記を踏まえて、AOTCA大阪会議では、日本らしい「おもてなし」と最高の会議スタイルで国際会議を成功させたいと思う。</p>
----	--

3. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
東京地方	各単位会で独自に行っている国際交流について、定期会合等の機会に、日税連にも是非参加いただきたい。
千葉県	国際委員会から国際部に変更されたことを機会に、国際税務の研修を多くすべきである。
関東信越	各単位会への更なる情報の開示をお願いしたい。 最近特に税務専門誌における国際税務の取扱いに関連する記事が増加しているが、税理士会としても国際交流事業による情報のほか、国際税務の研究による各国税制等の情報等についての記事を発信するとともに、データベース化して会員の閲覧を可能にするなどの情報提供をお願いしたい。
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士の国際交流活動も大切ではあると思うが、国際税務等に関する調査研究事業も推進して頂きたい。 ・JICA等と連携して、カンボジア、ミャンマーなどの開発途上国に対して、税理士制度等の創設や促進について支援する仕組みを検討すると共に、将来のAOTCA加盟メンバーの育成事業を検討しても良いと思う(公益活動の一環として)。 ・各国のNGO等と協力して、日本の租税教育の教材等をアジア・オセアニア地域の各国にも提供するような教育プログラムの創設を検討してみても良いと思う(租税教育の一環として)。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・日税連としても、海外の中小企業の日本におけるビジネス支援や日本の中小企業の海外展開支援についての税務情報収集と開示の体制の強化が必要である。 ・具体的な共同業務は、税理士が主宰する一般社団法人などが専門家間のマッチングを行い、日税連がその社団を支援する体制が望ましい。 ・各会で実施している在留外国人のための相談ツールや、日本の中小企業の海外展開支援事業のツールなどを共有化するための施策が必要である。
北陸	各単位会が行っている国際交流事業については、単位税理士会の規模の違い等があり、ばらばらであるのが現状であり、この現状は変わらないと思う。それはそれで構わないと思うが、これらの単位会レベルの国際交流事業で得られた成果に関して、単位会レベルで止まっているのは、非常にもったいないと考える。これらの情報を日本中の税理士が共有できるようにすることができる立場にあるのは、日税連しかないと思う。同様に、日税連が行っている国際交流事業についても、個々の単位会レベルでは、余り知られていないのが実情かと思う。これも、各単位会に積極的に情報発信していくことが必要かと思う。
沖縄	日税連が友好協定を締結している国に国際部で視察旅行を企画しては如何か。 旅費等は自己負担にして、企画を日税連で行えば国際交流事業の推進になると思う。

4. その他

会名	意見・提案等
東京地方	当会は友好協定を結んでいる韓国・中部地方税務士会及びドイツ・ハンブルク税理士会と、また、友好協定は結んでいないが中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会と国際交流がある。韓国及び台湾については比較的日本に近いこともあり短期間の周期で交流事業が行えるが、ドイツは遠いこともあり、頻繁な交流ができない難しさがある。
名古屋	ドイツ・ミュンヘン税理士会との交流が友好協定締結後14年間継続されている。毎回、ディスカッションテーマを決めて事前に準備し望んでいる。名古屋会調査研究部とも連携し、税制改正意見書へも両会の交流にて議論された内容も加味されつつある。
北陸	数年前まで、中国、韓国の税務関係者との交流があったが、近年、若干活動が停滞気味なので、交流国を増やすことを含めて検討していきたいと思う。



アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA)

資料 3

Asia-Oceania Tax Consultants' Association

AOTCAは、アジア・オセアニア諸国の税務専門家団体を結ぶ国際組織です。AOTCAは、加盟団体間の相互理解、協力、友好的交流を促進し、各加盟団体の構成員が従事する税務業務の拡大に資することを目的とし、1992年に設立されました。以来、年々加盟団体数を増やし、加盟団体間の情報交換、交流を強化するとともに、他の税務関係の国際組織との連携、協力が図られています。

Executives

- 会長 池田隼啓 (日本税理士会連合会)
- 会長代理 チョン・クジョン (韓国税務士会)
- 副会長 各加盟団体が推薦する者
- 事務総長 中村一三 (日本税理士会連合会)
- 名誉顧問 デービッド・ラッセル(豪)、ギル・レヴィイ(豪)、具鍾泰、張樂、方孝宣
(以上、韓国)、アーマド・ムスタファア・ガザリ(マレーシア)、トーマス・リー
(香港)、ノエル・ローランド(豪)
- 顧問 H. S. デイロン(マレーシア)、マイケル・カデスキ(カナダ)、ステファアン・コ
ルクロー(ドイツ)、ツァオ・シェンニャン(中国)、中里実(日本)

Contact

日本税理士会連合会内
 TEL : 03-5435-0934 FAX : 03-5435-0941
 ホームページ : <http://www.aotca.org> Email : aotca@nichizeiren.jp

Member Organizations

Ordinary Members 正規加盟団体

- | | |
|-----------------------|--|
| CPA オーストラリア | CPA Australia |
| オーストラリア全国会計士協会 | Institute of Public Accountants, Australia |
| オーストラリア租税協会 | The Tax Institute, Australia |
| 中国注册税务师協会 | Chinese Certified Tax Agents Association |
| 中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会 | Tax-Accountancy Association Union of Chinese Taipei |
| 中華台北記帳士公会全国連合会 | Chinese Taipei Certified Tax Agents Association |
| 香港会計師公会 | Hong Kong Institute of Certified Public Accountants |
| 香港税務学会 | Taxation Institute of Hong Kong |
| インドネシア税理士会 | Indonesian Tax Consultants' Association |
| スリランカ勅許会計士会 | Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka |
| 日本税理士会連合会 | Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations |
| 日本税務研究センター | Japan Tax Research Institute |
| 韓国税務士会 | Korean Association of Certified Public Tax Accountants |
| マレーシア勅許租税協会 | Chartered Tax Institute of Malaysia |
| ベカス・ペガワイ・ハシル(マレーシア) | Bekas Pegawai HASIL |
| モンゴル税理士会 | Mongolian Association of Certified Tax Consultants |
| パキスタン税法協会 | All Pakistan Tax Bar Association |
| フィリピン税務協会 | Tax Management Association of the Philippines |
| シンガポール税理士会 | Singapore Institute of Accredited Tax Professionals |
| ベトナム税理士会 | Viet Nam Tax Consultants' Association |

Associate Members 準加盟団体

- バングラデシュ勅許会計士協会 Institute of Chartered Accountants of Bangladesh

* 国・地域名アルファベット順

日本税理士会連合会仮訳

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)
変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18、2014/10/23

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(略称AOTCA)と称する(以下本協会という)。

第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報並びに経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特にI.F.A.(国際税務協会)及びC.F.E.(ヨーロッパ税務連合)との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第4条 (事務局等)

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会内に置く。

2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、総会で加入が認められた団体とする。
 - 1A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。
 - (1) Affiliate members アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体
 - (2) Candidate members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体
 - (3) Official members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係又はその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体
 2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。

3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について当該団体の推薦を受けていることを証する書面
 - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の10月末日までに届出るものとする。ただし、退会は翌年の1月1日から発効する。
5. 総会は、以下の場合、4分の3の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができる。
 - (1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後3月を超えても改善が見られないとき
 - (2) 本条第1項が規定する加盟団体としての資格が無くなったとき

第2章 役員及び会務

第6条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第7条第3項に規定する)の加盟団体により推薦された者

事務総長

監事(2名) 2名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ、会長又は事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第7条 (役員を選任)

1. 副会長を除く役員は、2012年及びそれ以降に開催する総会において、2年に1度正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。ただし、事務総長は、その加盟団体によ

り雇用されている professional officer である場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。

2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の(2回目)総会において、当該者が辞退した場合又は総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期の会長予定者に選任されたものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。ただし、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。
4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
 - ・ 会長の場合、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
 - ・ 会長代理の場合、次回役員会で選任する。
 - ・ 事務総長の場合、会長が事務総長を指名し、指名された事務総長の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。ただし、当該役員会の承認を得た場合は、当該在任期間とする。
 - ・ 副会長の場合、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
 - ・ 監事の場合、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、それまでの間、当該監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第8条 (会長、会長代理、副会長)

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第9条 (事務総長)

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第10条 (監事)

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第11条 (役員の任期)

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された総会の終了時に満了する。役員の再任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。ただし、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。
2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の在任期間と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第12条 (役員の退任)

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第13条 (会務の執行)

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第14条 (役員会)

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に本協会に5,000米ドル以上の運営助成金を寄付した正規(ordinary)加盟団体が推薦する者とする。ただし、会長若しくは会長代理が構成員である正規(ordinary)加盟団体は、5,000米ドルの運営助成金の有無にかかわらず副会長を推薦する権利を有しない。また、別に2名の副会長を総会において無記名投票で過半数(候補者を除く)を得た者を選任する。
2. 役員会は、次の事項を決定する。
 - ・ 総会に提出すべき議案

- ・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

第15条 (役員会の運営)

1. 役員会は、会長が招集し、過半数の構成員が直接又は電子的方法を用いて出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票(キャスティングボート)を持つ。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、正規に開催された会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。ただし、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合に限る。また、書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡又はファクシミリにより事務局に提出されるものとする。
5. 役員会は、1年に4回開催することとする。うち2回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第16条 (役員の出張旅費等)

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体又は関係役員が負担するものとする。

第3章 専門委員会

第17条 (設置)

専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会及び専門委員をもって構成する。専門委員(Technical Advisors)は各加盟団体から任命された者とする。

第18条 (構成及び任期)

[資料 4]

専門委員会に委員長及び2名の副委員長を置く。委員長及び2名の副委員長は運営委員会を構成し、2名以内の者を運営委員会委員に任命することができる。運営委員会委員の任期は、第7条第1項の規定を適用する。

第19条 (機能)

専門委員会は、アジア・オセアニア及び他の地域の税務専門家に影響を及ぼす国際税務の関係法令、規則及びコンプライアンスに関する事項を取り扱う。専門委員会は、意見書を作成し、必要に応じて、独自に、またはCFEあるいは他の地域の税務専門家組織と共同して意見書を取りまとめ、加盟団体に公開し、関係税務当局、国際機関または関係者に提出する。

第20条 (ワークプログラム)

運営委員会は、検討を要する課題及び専門委員会から提示された課題を決定し、また、特定の課題及びテーマについて調査、検討するためのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループに対し担当の研究作業を命じ、ワーキンググループがとりまとめた意見書を承認することができる。

第21条 (委員長・副委員長の欠員)

委員長または副委員長に欠員が生じたときは、役員会は、委員長または副委員長を任命することができる。

第22条 (専門委員の推薦)

各加盟団体は、それぞれ2名以内の専門委員を推薦することができ、専門委員は、運営委員会が設置するワーキンググループの委員または座長となることができる。

第23条 (会議の開催)

専門委員会は、定時総会の開催時に会議を開催する。

第4章 顧問及び名誉顧問

第24条 (顧問)

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことのある者並びに税務の研究又は実務の専門家の中から顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同一とする。
5. 第12条の規定は、顧問について準用する。

第25条 (名誉顧問)

1. 会長又はその後任者 (incoming president)は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者若しくは退任者を名誉顧問 (顧問を除く。) に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第12条の規定は、名誉顧問について準用する。

第26条 (顧問、名誉顧問の出張旅費等)

第16条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

第5章 総会

第27条 (構成)

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成され、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員

のうちから、3人以内の者を、本協会の総会に当該団体の代表者として任命し出席させることができる。

第28条 (招集)

1. 会長は、1年に1回定時総会を招集するほか、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 会長は、3分の1を超える加盟団体の求めがあるときには、臨時総会を招集する。
3. 総会の招集は、総会日の2月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。

第29条 (議決権)

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人又は団体も議決権を行使することはできない。第20条第2項により任命された者は、本協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 総会の議長は、会長が当たる。会長は、決定票(キャストティングボート)を投ずることができるが、一加盟団体を代表していない場合は、審議権(deliberative vote)を有することはできない。

第30条 (議決の要件)

1. 総会の決議は、過半数(more than one-half)の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数(majority)で決する。
2. 総会において、この規約の変更につき議決する場合は、前項の規定にかかわらず、過半数の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。
3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知

されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第31条 (委任による議決権の行使)

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第32条 (総会で決定すべき事項)

総会は、次の事項を決定する。

- ・ 本規約において総会の議を要するとされている事項
- ・ 次回定時総会の日程及び開催国
- ・ 本規約の変更
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第33条 (議事録)

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席構成員2人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第6章 入会金及び会費

第34条 (入会金)

加盟団体は、入会金として1,000米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第 35 条 (年会費)

加盟団体は、基本会費として一事業年度につき 1,000 米ドルをその年の 2 月末日までに納入する。ただし、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

さらに、会員数が 1,000～5,000 人の団体は、加算会費として 1,000 米ドルを、会員数が 5,000 人超の団体は加算会費として 2,000 米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第 36 条 (事業年度)

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 37 条 (経費)

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 38 条 (監査報告)

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第 7 章 雑 則

第 39 条 (公式言語)

本協会の公式言語は英語とする。ただし、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

[資料 5]

AOTCA加盟団体一覧

国・地域	AOTCA加盟団体		設立年	AOTCA 加盟年	HPアドレス
オーストラリア	CPAオーストラリア	CPA Australia	1886	1992	http://www.cpaaustralia.com.au/
	オーストラリア租税協会	The Tax Institute, Australia	1943	1992	http://www.taxinstitute.com.au/
	オーストラリア全国会計士会	Institute of Public Accountants, Australia	1923	2005	http://www.publicaccountants.org.au/
中国	中国注册税务师协会	Chinese Certified Tax Agents Association	1995	2004	http://www.cctaa.cn/ (*)
香港	香港会计师公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	1973	1992	http://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税务学会	Taxation Institute of Hong Kong	1972	1994	http://www.tihk.org.hk/
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	1965	2002	http://www.ikpi.or.id/ (*)
日本	日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations	1942	1992	http://www.nichizeiren.or.jp/eng/
	公益財団法人 日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute	1984	1994	http://www.jtri.or.jp/ (*)
韓国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	1962	1992	http://www.kacpta.or.kr/ (*)
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	1991	1992	http://www.ctim.org.my/index.asp
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	—	2012	—
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Association of Certified Tax Consultants	2004	2002	http://www.cpta.mn/ (*)
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	—	1992	—
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	1981	1992	http://www.tmap.org.ph/
シンガポール	シンガポール税理士会	Singapore Institute of Accredited Tax Professionals	2010	2012	http://www.siatp.org.sg/
スリランカ	スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	1959	2002	https://www.casrilanka.com/casl/
台湾	中華台北記帳及報税代理 業務人公会全国連合会	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	1988	1992	http://www.taauroc.org.tw/ (*)
	中華台北記帳士公会全国 連合会	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association	2007	2014	http://www.cpb.org.tw/ (*)
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	2008	2009	http://vtca.vn/ (*)
バングラデシュ	【準加盟】バングラデシュ 勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Bangladesh	1973	2002	http://www.icab.org.bd/

注:(*)英語サイトなし

2014 年 AOTCA 台北会議報告

I 概要

2014 年 AOTCA 台北会議は、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会がホスト団体を務め、10 月 22 日から 25 日にかけて台湾・台北市のリージェントホテル台北で開催された。会議には、加盟団体及び地元関係者約 370 人が出席、日本から正副会長及び国際部構成員等約 60 人が参加した。

23 日の午前中は、AOTCA 加盟団体の代表者のみが出席する定時総会が開催され、2015 年事業計画及び予算等の審議の他、中華台北記帳士公会全国連合会の新規加盟の承認、役員改選等が行われた。その結果、新しい AOTCA 会長には池田隼啓日税連会長が選任され、事務総長には中村一三専務理事が就任し、事務局を日税連が担うこととなった。

同日午後から翌 24 日に開催されたタックス・カンファレンスでは、東京大学大学院教授で日税連国際税務情報研究会の中里実会長が「BEPS 問題における税務専門家と法務専門家」と題する講演を行った。「間接税制—電子的サービス取引における VAT/GST 課税の仕向地原則へ向けての動き」をテーマとしたセッションでは、中西良彦日税連国際部委員が越境電子商取引に対する消費課税に関し、日本の制度を説明した。

カンファレンス終了後のディナーパーティーでは、日税連からの参加者全員で 2015 年 AOTCA 大阪会議を PR するパフォーマンスを披露し、会場を盛り上げた。

《タックス・カンファレンスプログラム》

第 1 日目—10 月 23 日(木)	
13:30	開会あいさつ ユ・ジェ・シュウ 台湾財務部次長
13:50	セッション 1 “BEPS 問題における見解” ケン・シュゴットオーストラリア租税協会元会長 / ギル・レビー AOTCA 名誉顧問
15:10	セッション 2 “BEPS 問題における税務専門家と法務専門家” 中里実 政府税制調査会会長・東京大学大学院法学政治学研究科教授
16:00	セッション 3 “税務専門家の役割について” リー・リンジュン中国注冊税務師協会副会長
16:30	セッション 4 “BEPS 問題のケーススタディ” コ・ジュンホ弁護士・韓国税務士会
16:50- 17:10	セッション 5 “納税者憲章について” デヴィッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問 / マイケル・カデスキー AOTCA 顧問
18:00-	ウェルカム・ディナー
第 2 日目—10 月 24 日(金)	
9:00-	セッション 6 “BEPS 問題に関する実務家フォーラム” 進行: ヴィウド・カロエ (KPMG アムステルダム) / デヴィッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問 パネリスト: トーマス・リー AOTCA 会長 / ジリ・ネコバ CFE 会長 / ユーニー・ペレ (フィリピン) / ユニス・クオ (デロイトチャイナ)

11:00-	セッション 7 “BEPS 問題におけるアメリカ企業の見解” マイケル・カデスキー AOTCA 顧問・STEP 副会長
11:30-	セッション 8 “知的財産権に関する問題” アン・フェアポウ 弁護士
13:00-	セッション 9 “デジタルエコノミーと課税対象居住者の定義” ウィルソン・チェン (アーンスト&ヤング香港) / ハーパル・シン・ディロン AOTCA 名誉顧問 / サイモン・ポー シンガポール税理士会理事
15:00-	セッション 10 “間接税制－電子的サービス取引における VAT/GST 課税の仕向地原則へ向けての動き” ラクラン・ウォルフアー (KPMG) / ステファン・コールクロウ CFE 前会長 中西良彦日税連国際部委員
18:00	閉会
18:30	フェアウェルパーティ

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

II セッション報告

セッション 1 BEPS問題における見解

オーストラリア租税協会元会長 ケン・シュゴット
AOTCA 名誉顧問 ギル・レビー

1. OECD 租税委員会 BEPS プロジェクトと AOTCA の役割に関する概要

OECD 租税委員会で論議されている重要なテーマは以下の通りであり、国際的な税務専門家団体である AOTCA (特に専門委員会) の役割の重要性について紹介された。

- (1) 移転価格とデジタル経済
- (2) PE (Permanent Establishment ; 恒久的施設) とデジタル上の所在地
- (3) PE とエージェンシー・アレンジメント
- (4) 無形資産の価格設定
- (5) 条約ショッピング
- (6) CFC ルール

2. ハイブリッド BEPS スキームの概要と防止策の現状

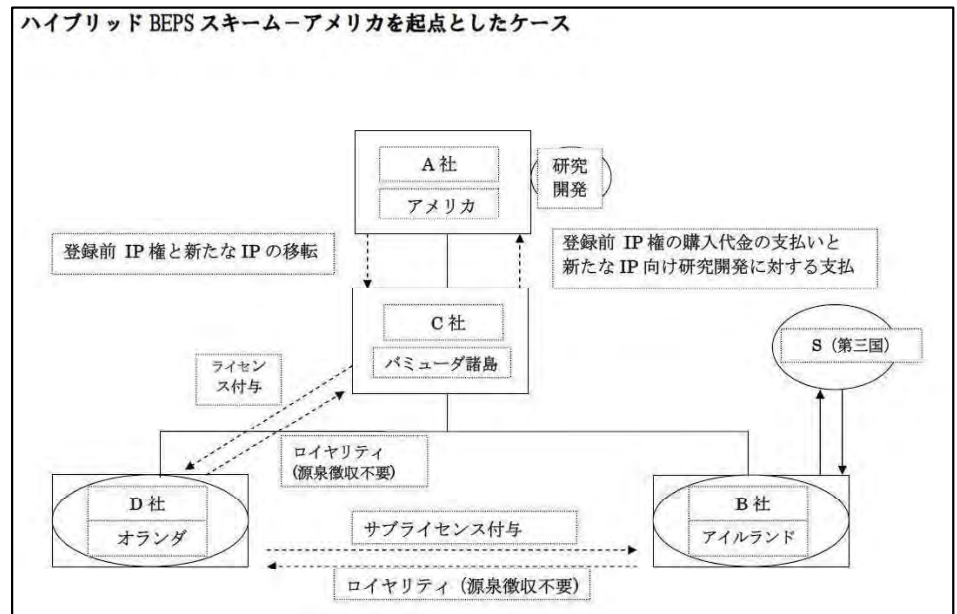
Google の BEPS スキームである Double Irish with Dutch Sandwich が問題となっているが、セッションでは、一例として、各国の CFC レジューム適用の相違等を利用したハイブリッド BEPS スキームの概要と防止策の現状について、図を示した上で論じられた。

(1) 事例の取引の流れ

本事例は A 社 (アメリカ)、B 社 (アイルランド)、C 社 (バミューダ諸島)、D 社 (オラン

ダ) という立地的構造を前提とし、A 社 B 社 C 社 D 社は支配関係にある。

- ① 研究開発要員の多くは、A 社に勤務（アメリカに居住）している。
- ② 数名のマーケティングや管理要員は B 社、C 社、D 社に勤務（他の国に居住）している。
- ③ IP（知的財産）保有会社である A 社が C 社へ販売する場合は、コストプラス合意に基づいている。
- ④ C 社から D 社への使用料はロイヤリティ価格に基づいている。
- ⑤ D 社から B 社へサブ・ライセンスを付与する。
- ⑥ B 社は外部顧客である S（第三国に所在または居住）に対し販売する。
- ⑦ B 社は D 社に対しサブ・ライセンスのロイヤリティとして源泉徴収なしで、売上高から B 社の人件費を除いたキャッシュを支払う。
- ⑧ D 社から C 社へは源泉徴収なしでロイヤリティを支払う。
- ⑨ C 社は A 社の行う新たな IP の研究開発を経済的に支援し、残余は留保する。



(2) 事例の税務上の取り扱い

本事例はハイブリッド BEPS スキームと呼ばれ、以下にその税務上の取り扱いを記述する。

- ① (1) の取引の流れの結果として、B 社に残る利益は多額とならず、しかもアイルランドの税率は 12.5%に過ぎない。
- ② アイルランドにとっては、法人税より給与税の方が多く歳入される。
- ③ アイルランドでは EU の利子・ロイヤリティに関する指令により、源泉徴収の必要はない。
- ④ オランダにおいては、受取・支払ともロイヤリティに係る源泉徴収はない。
しかも、オランダにおいてわずかな利益のみを残す方法は簡単である。
- ⑤ C 社はバミューダ諸島（タックス・ヘイヴン）所在のため免税である。
- ⑥ アメリカにおいて国外取引は免税となる。
- ⑦ 登録前 IP 権の販売利益は、IP が開発初期ステージのため少額となり、課税額も少額となる。
- ⑧ 新たな IP に対するアメリカ国外のリスクは C 社に残る（C 社に移転してしまう）。よって、A 社の新たな IP に係る利益はコストプラス程度に留まる。
- ⑨ リスク移転は移転価格プランニングの主要な特徴であり、BEPS を推進させる。

(3) 防止策の現状

- ① リスク移転は移転価格を用いたハイブリッド BEPS スキームの主な特徴である。
- ② こうしたスキームを防止するために、外国関連会社のコントロールに関する CFC レジュー

ムが示され、オーストラリアにおいても導入され、アメリカにおいては最初に導入されたはずである。しかし、アメリカにおいて CFC レジュームが機能していない点は問題である。

- ③アメリカの CFC レジュームは、チェック・ボックス・ルールのため、C 社のみを防止策上認識し、D 社や B 社を認識しないため、ハイブリッド BEPS スキームを許容してしまう。
- ④オーストラリアは防止のための CFC レジュームの改正を進めようとしたが、リベラルな新政権の下で永久に延期された。
- ⑤アメリカにおいては、海外関連会社から親会社への配当に対し、税務上の控除が小さいことが問題と考えられる。一方、オーストラリアにおいては、海外関連会社からの配当についての課税免除制度により、そうした問題はない。

3. まとめ

本セッションでは、アメリカ企業が利用している BEPS スキームを引用しながら、アメリカ及びオーストラリアにおける防止策の現状の問題点を指摘していた。

この点において、BEPS スキームに対する AOTCA 内の今後の議論の方向性を示唆するセッションとなった。今後、AOTCA は OECD 租税委員会の議論を参考にしながら、アジア・オセアニアの税務専門家団体の集合体として、当該 BEPS 問題に対しても組織的に取り組む必要性を感じた。

一方、日本においては、BEPS スキームを利用する可能性があるのは大企業であり、税理士のクライアントの中心層である中小企業ではその利用可能性は低いと考えられ、日税連が取り組むべき必要性は乏しいと考えられる。しかし、日税連は AOTCA の中心的存在であるとともに、税理士は税理士法第 1 条の趣旨からも納税義務の適正な実現を図る立場にあることから、日税連としても、いわゆる二重非課税目的の象徴的な手法である BEPS スキームに対し一定の知見を蓄積し、かつ、発信する必要があると考える。

(報告：長谷部副部長)

セッション 2 BEPS問題における税務専門家と法務専門家

日本政府税制調査会会長・東京大学大学院教授 中里 実

1. セッションの概要と租税専門家の分類

中里教授によれば、租税専門家は実務家と経済学者に分けられ、当該実務家はさらに法律家と税務専門家に区分される。本報告では、2 つの実務家間におけるメンタリティーの相違と BEPS 問題に言及しながら、これらの実務家とファイナンス理論等との関係性について論じられた。以下、報告の概要を記述する。

2. 法律家と租税専門家のメンタリティーの違い

課税問題に対する両者のメンタリティーの違いは、前者が法規範と裁判を重視する立場から納税者の行う取引に係る私法と税法との関係に着目する一方、後者は会計と裁判外の紛争解決に着目する点にある。これは、クライアントが課税問題に直面しているときの各々の役割の違いに起因している。こうした違いは一企業における法務部と経理部のメンタリティーの違いにも表れている。

3. BEPS 問題と租税専門家のポジション

法人所得税を回避する BEPS スキームは、各国政府の権限では解決不能な側面があり、かといって OECD の活動が奏功する保証もない。クライアントは BEPS スキームを提案してくれる租税専門家に対し高額報酬を支払うことから、租税専門家のポジションは明確である。租税専門家により、あるスキームが開発・実行され、一般化されると課税庁は規制を行い、租税専門家はさらにその規制を免れるスキームを開発するということが繰り返される。租税専門家は常にその繰り返しの中で延命が認められているという側面がある。

4. 租税実務家と理論家

裁判所がファイナンス理論を前提とした判例を積み重ねる傾向を示していることから、租税専門家は法律家であれ、税務専門家であれ、ファイナンス理論への知見が求められるようになってきた。移転価格課税においても、価格よりリターンに着目する傾向が強まってきた。

他方、税制改革については、経済学理論が重視されており、例えば、日本の税制調査会の委員の構成は、法律家が 4 名、租税専門家が 2 名に対し、経済学者が 14 名となっている。しかし、経済学者は実務を軽視する傾向があり、この点が危惧される。

5. 統合への努力

前述のように、租税専門家である法律家、税務専門家はファイナンス理論や経済理論を学ぶ必要があるし、ファイナンスや経済の理論家はより実務を学ぶ必要がある。

可能であれば、これらの学問分野を統合する動きを AOTCA においても強調するべきである。

6. まとめ

英語を主体とした報告でありながら、フランス語も交えたプレゼンテーションとなった。プレゼンテーションにおいても多言語化の進展を実感することができる好機となった。

報告内容は、BEPS 問題に対する各国政府や OECD による規制強化施策の限界を示唆しながらも、一方では、租税専門家である法律家や税務専門家、さらにはファイナンスや経済の理論家の持つ知見を統合した議論が問題解決への一定の道筋を示す点も示唆された。

この点から、税務専門家の国際的組織である AOTCA のセッションにおいても、法律家による報告に加え、ファイナンスや経済の理論家による報告を積極的に組み込む必要性を感じた。

(報告：長谷部副部長)

セッション3 中国の税務専門家の役割について

中国注册税务师協会 リー・リンジュン

1. 中国注册税务师協会について

- 中国注册税务师協会は、国務省により認可された全国組織である。
- 注册税务师及び税務会計人によって構成されている。
- 民間の自治機関である。
- 国家税務総局及び国務省により、業務指導、監督及び管理が行われている。
- 現在、中国では行政改革が進んでおり、改革後は中国注册税务师協会はマーケット主導の下で成り立たせたい。

2. 中国注册税务师業界の概要

(1) 発展の歴史

1992年 税務専門家制度の確立が税務当局により提唱され、1995年に専門家団体を設立

1996年 登録税務専門家資格制度の暫定規則の公布 国家試験の始まり

2005年 税務専門家のための暫定法案の公表

【廃止】中国国務院は、行政に関する承認項目の取消及び調整に係る決定を公表し、登録代理人に関する職業資格免許等 11 の項目を廃止

【採用】中国国務院は、税務代理人が法人税申告の証明や企業の公開情報等の調査等ができるように様々な規則を公表

(2) 現在の発展状況

注册税务师業界の規模は、2013年末で 5,209 法人、10 万人の従事者がおり、そのうち 38,000 人が注册税务师であり、業界全体の売上は 131 億人民元であった。

(3) 規則体系

- ・ 協会では、「登録税務代理業の自治規制」、「登録税務代理人の職業倫理」等 24 の制度を設けている。
- ・ 専門研修を重要視し、2011年～2013年の間に 9,369 人が現地講習、87,693 人がオンライン講習を受講した。
- ・ 毎年、法人会員の四分の一をランダムに抽出し、対象となった問題項目のチェックを実施。過去 3 年間に 538 法人、771 登録税務代理人が処罰を受けた。

3. 税務分野における注册税务师の重要な役割

- ① 納税者が法に基づき納税するように働きかける
税法に関する情報を普及させ、コンサルタントとしてのサービス提供、納税者が税法を正しく理解することを効率的に支援する。
- ② 注册税务师は税務当局、納税者双方の税務コスト削減をする
納税者の確定や政府調達などの事業に関与することにより、税務当局を支援し、徴収コストの削減にも寄与している。
- ③ 注册税务师は課税が法律に基づき行われているか税務当局を監視する
税務当局の執行と独立性を正確に監視できる能力を持っている。
- ④ 社会福祉に貢献する
2013年 8 月 NPO 集中サービスグループを設立し、様々な公益関連活動を行っている。

4 国際課税ルールへの積極的関与と注册税务师業界の実務経験の活用

(1) 国際課税の現状の変化

- ・ 世界各国で生じる納税額を最小限に抑えようとする多国籍企業と、税源から最大限の税収を得ようとする国家の対立
- ・ グローバルに事業を展開する多国籍企業と、国により異なる税務行政との対立
- ・ 多国籍企業に代表される経済活動のデジタル化と技術革新の進歩と従来型の事業を対象とした国際課税ルール遅れの相反
- ・ 先進国が国際課税ルールの調整に主導的役割を果たしている一方、発展途上国の自国の利益を守る能力と施策には限界があるという相反

5 発展途上国の観点から、BEPS は評価に値する

- ・ 発展途上国にとって脱税は経済発展のみならず国民生活にも関連するため、その影響は甚大であると指摘
- ・ 経済的変化が起こる場所、納税が行われる場所は同じであるという考え方
- ・ 異なる国々が国境を越えた所得及び課税と関連コストの規定を統一すべきという見解
- ・ デジタルエコノミーにおける PE の意思決定に関する問題提起、発展途上国における問題解決の方法の提示
- ・ 移転価格関連文書の透明性を高め他国の課税関連情報を整備することを促進

6 BEPS の重点は G20 から逸脱している先進国におかれている

- ・ すべての先進国はグローバルな税制を根本的に変更する意思がなく、個別取引の原則にこだわり、グローバルな配分方式の導入には反対である。
- ・ そもそも先進国は発展途上国と利益を分配する意思がなく、ロイヤリティの供与制限、自国の税法に基づく源泉税率の引き上げの問題は BEPS では解決されない。
- ・ BEPS は価値創造の中核は技術・研究及び市場開発チャンネルなどの無形財産としており、グローバルなバリューチェーンの上流、下流の販売力は先進国の利益団体によって支配されている。

よって、発展途上国のコスト削減や市場プレミアムの原則を無視して、単にタックスヘイブンの存在を縮小しているだけである。

7 中国は国際課税ルールに関する課題に直面している

- ・ 中国は経済規模が大きく輸出比率が高いので世界的な BEPS の最大の犠牲国

この点で、「中華人民共和国法人税法」、特別課税の明確な調整規定を含むいくつかの脱税法施策を導入し、中国の脱税防止と事前価格確認交渉・合意の件数は世界で最多である。しかし、この効果は大きくない。中国は発展途上国唯一の国連常任理事国として、発展途上国を代表し、さらなる恩恵確保のために努めるべきである。

8 まとめ

従来の国際課税ルールは二重課税の回避を主眼としていたが、現在の国際課税ルールは多国籍企業への非課税、減税、課税バッファに重点が置かれている。先進国が利益配分で圧倒的な地位を占め、その主導権を握っている状況下で、我々発展途上国は行動を起こし、状況を正確に見極め、自国の利益を守るために勇気を持つべきである。

OECD が各国が有効な税制を実施できるように調整を図る中、注冊税務師も国際課税ルール、納税方法の採択レベルの向上支援、健全な方法での企業の発展促進に積極的に参加すべきと考えている。

(報告：瀬山委員)

1 スピーチの構成

- (1) はじめに、背景
- (2) ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチスキームについて
- (3) 関係法令の分析
- (4) BEPS 対応の現状
- (5) 韓国における海外取引による租税回避への取組み

2 韓国における海外取引による租税回避に対する取組み

- (1) 韓国国税庁の主な取組みは次のとおりである。
- 海外取引租税回避センターの開設
 - 海外取引コンプライアンスセンターの開設
 - 海外金融口座届出制度
 - 租税条約に基づく EOI (Exchange of Information, 情報交換) ネットワーク
- ⇒ 国税庁は、国際的な脱税に取り組むには EOI が最も有益な手段と認識している。
- ⇒ 国際租税調整に関する法律第 31 条により、国税庁は EOI に関し情報収集する権力を持ち、国民はその要請を拒否できない。
- (2) 韓国の EOI ネットワークの構成は次のとおりである。
- 二重課税防止条約・・・80 カ国と締結
 - 税務情報交換協定・・・14 カ国と締結
 - 多国間税務執行共助条約・・・56 カ国と締結

情報交換規定

- 交換する情報の範囲：課税及び徴収、不服申し立ての審議、犯罪に係る税務情報、国際的実務に係る税務情報
 - 制限：他の法律と相反しない範囲内
 - 種類：情報の種類は制限なし
 - その他：相互利益、守秘性、罰則、罰金
- * 租税情報は、租税に関する関係法律に基づき提出しなければならない。

金融情報の交換に関する規定

- ・ 相続資産か贈与資産かを評価する必要がある
- ・ 契約国の認証機関は租税回避行為の疑いがあることを証明するために十分なデータを評価する必要がある
- ・ 契約国の税金滞納者の資産について問い合わせる必要がある
- ・ 国税徴収法第 14 条 (1) に該当する理由により契約国の認証機関より要請される
- ・ 納税者の範囲は、居住者、内国法人、非居住者、外国法人
- ・ EOI は要請があった場合のみであるが、近年は AEOI (Automatic Exchange of Information, 自動的情報交換制度) に拡大している。

EOI の制限

条約相手国の税務行政及び国内法の履行に関連すると予見できる場合の要請に応じた EOI。しかし、情報交換の厳格な守秘義務規定と相互利益主義の観点から、銀行の守秘義務規定または内国税上の要請は考慮されず、当該情報交換に制約はない。

EOI の種類

- 要請に応じた EOI・・・外部・内部からの要請、2010 年より 33 カ国
- 自動的情報交換制度 (AEOI)・・・50 カ国に提供し、25 カ国より依頼を受けている。2011 年、韓国は 37 カ国に対し積極的に AEOI を提供している。
- 即時の犯罪捜査
- 海外での税務調査
- 2009 年より国際タックスシェルター情報センターに参画

3 まとめ (感想)

報告者であるコ・ジュンホ氏は、韓国税務士会の国際部長であるが、米国ニューヨーク州弁護士資格を有している。これまでの韓国外務貿易省の勤務経験などを活かし、韓国における海外取引による租税回避問題を研究してきた。本セッションでは、そうした研究の成果として、BEPS 問題のトピックを示しながら、韓国における対応策までを簡潔に紹介した。

(報告：長谷部副部長)

セッション5 納税者憲章プロジェクト

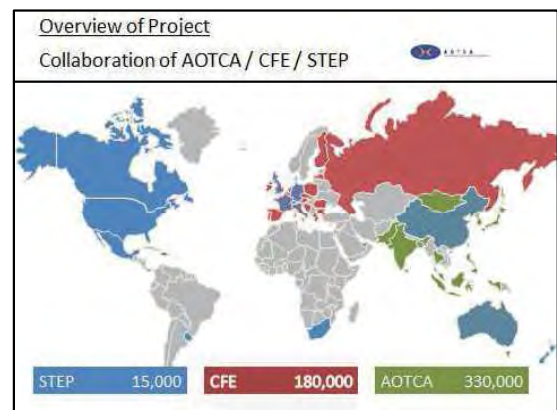
AOTCA 名誉顧問 デヴィット・ラッセル
AOTCA 顧問 マイケル・カデスキー

1. Taxpayer Charter Project (納税者憲章プロジェクト)

- ・ Origins of the project (プロジェクトの始まり)
- ・ Collaboration of organizations (団体間のコラボレーション)
- ・ Study methodology (調査方法)
- ・ Model charter (モデル憲章)
- ・ Preliminary report (第一次報告書)
- ・ What comes next (次のステップ)
- ・ End goals (最終ゴール)

2. Origins of the project (プロジェクトの始まり)

各国において税法が複雑化し、税務事象の不確実性が増大する中で、納税者の権利をどのように守っていくべきなのか、モデル憲章を作成するためプロジェクトを立ち上げた。



3. Collaboration of Organizations (団体間のコラボレーション)

モデル憲章を作成するため3団体(CFEはヨーロッパ地域、AOTCAはアジア・オセアニア地域、STEPは全世界を網羅)が連携することにより、50カ国、50万人の税務専門家、全世界のGDPの73%を網羅する。

調査方法として、3団体のいずれかに加盟している税務専門家団体に164項目の質問を行った。37カ国から延べ6000以上の回答があり、コンピュータを駆使した大規模な調査となった。

4. Feedback (フィードバック)

モデル憲章のアンケートに基づき、在るべき原則とは何か、税務専門家の責任とは何か、税務行政との関わり方等について検討事項を報告していく。

5. Next Steps (次のステップ)

税務における国際協力に関する専門家委員会において、2015年には基本理念を織り込んだ最終報告書のとりまとめを行う予定である。

報告書の内容において、納税者の権利を守るための税務専門家の立場はどうあるべきか、税務機関との税務訴訟を前提にした納税者権利をどのように擁護するのか、税務専門家は依頼人の代理人か又は法の番人か等、各国においてさまざまな意見が存在する。

6. End Goals (最終ゴール)

このプロジェクトにおいて、税務専門家の立場から全世界に向けて納税者・税務専門家・税務行政機関との関係を改善するモデル憲章として世界標準で採用できる報告書を作成したい。

(報告：新垣委員)

セッション6 BEPS問題における実務家フォーラム

KPMG アムステルダム ヴィノド・カロエ / デロイト・チャイナ ユニス・クオ
AOTCA 名誉顧問 デビッド・ラッセル / AOTCA 会長 トーマス・リー
CFE 会長 ジリ・ネコバル / フィリピン税務協会前会長 ユーニー・マリー・M・ペレ

BEPS問題に係る課題に関し、デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問の司会進行により、パネルディスカッション方式で行われた。以下は、各パネリストの意見要約である。

1. 発表者 ヴィノド・カロエ (KPMG アムステルダム)

2012年以降、EUでは多国籍企業がいかに責任を持って納税すべきかが問われている。

これまで彼らはどのようにペーパーカンパニーを利用して税を逃れていたのかを検証する必要がある。そして、それはBEPS加盟国であるEU、G20等のOECDメンバーや、その他非OECDメンバー国による努力により、2015年にかけて成果が表れ、2016年においては更なる成果が出てくると予測している。

多国籍企業による税逃れの実態は、概ね以下のような手法である。

それは、実体国の会社から、他国にあるペーパーカンパニーに対して利子を支払うことによって行われ、タックスヘイブンを利用したものである。中には税率の高い国に存在する本社には、従業員がたった2人しかいない会社も存在する。これらは、株式の利子に対する源泉課税

を逃れるため、ホールディング会社を持っている。

この様な課税逃れを防ぐためには、国の間で取り交わされている規約や協定を修正する必要がある。そこで EU は、スターバックス社や FIAT 社、アップル社等の調査を開始したところ、アップル社ではアメリカにおける売上を全て移転していたことが判明した。

未だ各国の対応が追いついていないのが現状である。

2. 発表者 ユニス・クオ（デロイト・チャイナ）

移転価格の影響、特に中国での影響については、国際的な税務事情への大きな挑戦と捉えている。2つの会社における過去と現在の実体を調べてみれば、利益の配分、すなわち「飛ばし」の存在が判る。

また、中国では BEPS をどの様に捉えているのかという問題に関しては、2014 年度末までに新しいルールを作る。これは今後も進歩するだろう。

3. 発表者 デビッド・ラッセル（AOTCA 名誉顧問、オーストラリア）

利益の配分に関し、OECD は「より明確にすべき」と各国に警鐘を鳴らしている。

4. 発表者 ユーニー・マリー・M・ペレ（フィリピン税務協会前会長）

フィリピンでは新しい概念を持って、様々な対応がなされた。それは、国税局が素早い対応をとったからである。

2013 年における移転価格税制への対応は、OECD のガイドラインに沿って行われたが全面的な実施には至らず、未だ明確な前例も無い。また、恒久的施設（PE）の定義や、その法律の執行は非常に重要である。

5. 発表者 トーマス・リー（AOTCA 会長、香港）

中国における政治・経済体系について説明する。

中国では、今のところ OECD の考えに順応できていない。その理由は国内法の変更が必要だからである。中国は法律の通過が大変難しい国であり、現在、税務専門家を説得しているところである。

香港は、他国との協約に際し、情報伝達が規制されており、これも国内法の整備が必要である。

香港は、イギリスの影響による領地主義という点で、マレーシアと大変良く似ている。それは、恒久的施設（PE）を持っていても、それに対してではなく、その所得に対して課税している。また、支払利息及び配当に関して、非居住者に対する源泉徴収は行わない。それは、国内法では配当所得に対して受益者に課税しないからである。更に、ロイヤリティー支払いに関しても、他の国と事情が異なっている。

香港は、タックスヘイブンに関する租税協約の締結において遅れている。それは、情報の公開を恐れているからである。従って、現在のところ移転価格対策に関する法律は整備されておらず、今後、OECD の新しい考えを受け入れていく予定である。

6. 発表者 ジリ・ネコバール（CFE 会長、チェコ）

ヨーロッパからの観点から説明する。

BEPS は、世界各国の管轄権、税の透明度の違いにより生み出された。従って、BEPS が如何に世界的な影響があるのか、多くの国が興味を持つべきである。

BEPS 問題に対する EU の取り組みは、国の積極的な介入によって多額の課税を行うもので

あり、海外企業に対して、今まで以上の監督を行う予定である。

その為には、多くの地域と国の協力体制が必要である。

7. 会場からの質問

○ 多国間の仕組み（協定）を作ることは可能か？

…今のところ確立は50パーセントだろう。（回答者：ヴィノド・カロエ（KPMG アムステルダム）

○ 非金融機関からの利子に対して、香港はどの様に考えているのか？

…大部分は課税免除である。（回答者：トーマス・リーAOTCA 会長）

（報告：足達委員）

セッション7 BEPS問題におけるアメリカ企業の見解

信託・不動産管理者協会副会長 マイケル・カデスキー

BEPS で問題となる代表的な企業は、アップル、アマゾン、グーグル等のアメリカ企業である。

アメリカでは BEPS について様々な見方があり、その考え方を理解しなければならない。

「有害な税の競争」「タックス・ヘイブン」「移転価格」等を始め BEPS の問題について全世界の国境を越えた租税回避が問題となっている。

国際課税における 2014 年及び 2015 年の 15 の行動区分を整理すると、①租税とデジタル経済（電子商取引課税）、②ハイブリット・ミスマッチ・アレンジメント効果の無効化、③CFCルール（外国子会社合算課税）の強化、④利子控除による税源浸食の制限、⑤有害な税制の慣行に対する透明性と実質、⑥租税条約の濫用防止、⑦PE（恒久的施設）認定の作為的回避、⑧移転価格課税における無形固定資産の定義、⑨移転価格のリスクと資本の過剰な配分、⑩移転価格の他の租税回避の可能性が高い取引、⑪BEPS に関するデータの収集と分析、⑫アグレッシブ・タックス・プランニング（多様化・複雑化した金融取引等）の開示、⑬移転価格文書化と国別報告、⑭国家間の紛争を相互協議による解決メカニズムの実効、⑮多数国間協定案の開発である。

そのなかで重要な一つとして、トリートイ・ショッピング（条約濫用）に係る防止規定が挙げられる。

最後に、報告者は、現在のようにアメリカ企業が標的となり続けると、アメリカは自己防衛を進め、BEPS プロジェクトを支持しなくなる恐れがあることから、今後もアメリカの動向を注視する必要があると締め括った。

（報告：秋葉委員）

1. BEPS（税源侵食と利益移転）問題

- OECD 租税委員会による OECD・BEPS 対策の設定。
- BEPS 対策として移転価格と無形資産・価値創造との一致を確定。
- グループ会社間での無形資産の移転により生じる BEPS を防止するためのルールの方策。

2. OECD 移転価格ガイドラインの無形資産に係る問題についての見直し

2014 年 9 月改正ガイダンスを公表、「無形資産」の定義の提案及び無形資産利益の内容を定める。

3. 国連は 2013 年 5 月に移転価格マニュアルを採択

のち 2014 年 1 月改定を要請する。

4. 今後

- ワーキングパーティーは、無形資産に関して、特にリスクに対するリターン、超過的出資、機能性に見合わない価格付与の問題、契約上のリスク想定に係るガイダンスの取組みに着手する。
- 無形資産分配の適格性に関するコンセンサスは現時点では無い。
- 国連においては、タイムテーブルは現時点では定めていない。

（報告：高見副部長）

セッション9 デジタル・エコノミーと課税対象居住者の定義

9-1 「香港の場合」	アーンスト&ヤング香港パートナー ウィルソン・チェン
9-2 「マレーシアの場合」	AOTCA名誉顧問 ハーパル・シン・ディロン
9-3 「シンガポールの場合」	シンガポール税理士会理事 サイモン・ポー

9-1 「香港の場合」	アーンスト&ヤング香港パートナー ウィルソン・チェン
-------------	----------------------------

1. デジタル・エコノミーと香港の利得税

(1) 利得税における電子商取引に関する課税法規の概要

香港条例（IRO）第 14 条によると、次の 3 つの条件が全て満たされた場合に、利得税が課せられる。

- ①香港において継続的にビジネスを行っている又は専門職業を持っていること
- ②その利益がそれらのビジネス又は専門職業により生じたこと
- ③その利益が香港で生じたこと

2001 年 7 月に、香港税務局解釈実務指針第 39 号（DIPN39）が公布され、IRO 第 14 条は、従来型のビジネス形態と同様に、電子商取引にも適用することとした。

(2) 電子商取引に対する課税要件

電子商取引に従事している者が香港において継続的にビジネスを行っているか否かは、以下のような様々な要件から判断する。

商品の保管場所・配達、サービスの提供、支払の発生・受取、モノの購入・販売、銀行口座の維持、ビジネスのバックアップが行われる場所など

よって、一般的には、香港にて、単に人的活動を伴わないサーバーが存在しているだけでは、香港国内にてビジネスが行われたことにはならない。

また、電子商取引を行うために必要な中心的業務に対して重きを置いて判断し、業務処理の所在地は、サーバーが置かれている場所よりは、利益が生じた場所により決定される。

2. 源泉徴収税と国際課税環境

ソフトウェアやプログラムの著作権等の源泉所得税についても、かなり議論されてきた。一般的に、単にソフトウェア等を使用する場合には、源泉所得税の対象にはならないが、ソフトウェア等を複製し、その派生プログラムを作成できる権利が付与されている場合には、源泉所得税の対象となる。

しかし、その対象範囲や適用税率（3%、4.95%、16.5%）についても課題はある。

DIPN39の実務指針は13年間実施されてきたが、今後、BEPSの行動計画1の二重課税や二重非課税の危険性等の観点から、一部見直しも検討されるべきと考えている。

9-2 「マレーシアの場合」

AOTCA名誉顧問 ハーパル・シン・ディロン

1. マレーシアのデジタル・エコノミーと課税環境

マレーシアは、小さな国ではあるが、デジタル・エコノミーの環境は発展しており、税務行政等においても世界クラスのICTストラクチャーを構築している。

また、多数の国と租税条約を締結しているとともに、Single-Tier Tax System（一段階課税システム）を採用し、株主に二重課税が発生しないように、法人段階で課税を受けた所得に対しては、その後株主が得た配当所得は非課税としている。

一方で、デジタルデータやサーバーとPE（Permanent Establishment：恒久的施設）との関係などについては、まだ解決されていない問題も多い。

2. 新たなネクサス（Nexus：課税の根拠となる結びつき）の創設について

デジタル・エコノミーに関する重要な課税問題の一つとして、ネクサスの問題がある。BEPSの行動計画では、「重要なデジタル・プレゼンスをベースとした新たなネクサスの創設」について提言されている。

それは、完全にデジタル化された事業活動に関して、これを「完全に非物質化されたデジタル活動」として、これが他国の経済に「重要なデジタル・プレゼンス」を保持しているのであればPEとして認定するというものである。

しかし、アジア諸国の課税環境とOECD諸国の課税環境は必ずしも一致しているわけではないので、このようなBEPSの行動計画等についても、OECD諸国に委ねてそれを100%受け入れるのではなく、アジア各国がそれぞれの立場でそのメリット・デメリットを考えなければならない。

1. デジタル・エコノミーとは？

情報通信技術（information and communication technology, ICT）によりもたらされた変形可能なプロセスの結果である。電子商取引には国境がなく、商品提供の契約をペーパーレスで、かつ、顔の見えない形式で締結可能である。

ICTの進歩は、事業者の「事業拠点」をある場所から別の場所へ瞬時に移動することを可能にした。事業者は、所得を生み出す拠点として低税率の国・地域を選び、取引を記録することにより租税回避を行うことが可能である。

2. シンガポールのスタンス

シンガポールは、OECD、G20を構成するメンバーではないが、BEPSイニシアティブを支持し、実際に経済活動が行われた場所において課税されるべきであるという基本原則に賛成である。

租税回避、特に意図的に計画された租税回避を許容しない。また、実質的経済活動がなく行われた脱税や租税回避の隠匿を目的とする仕組みを許容しない。

シンガポールの事業者がシンガポール国内で得た所得への課税に加えて、シンガポール国外で生み出した所得をシンガポール国内に移転させた場合、特例がない限り、課税対象としている。

2001年に電子商取引における税制ガイドを発行し、単なるサーバーの存在だけでは、シンガポール国内での取引とは認めず所得とはならない。しかし、BEPS行動計画の公表以後、シンガポールの税務当局は明確な見解を示していない。

3. BEPSの次に来るもの

国際的な租税回避問題の根源には有害な租税競争がある。国際税務のルールにおける弱点を解決する枠組みの構築に向け国際税務の世界が動き出したが、BEPSは好機となった。BEPSはどこまで進み、いつ終了を迎えるか、2015年以降どのようなことが起こるのか。BEPSというテーマは、更に検討される必要がある。

（報告：瀧谷委員、荒川委員）

セッション10 間接税制－電子的サービス取引におけるVAT/GST課税の仕向地原則へ向けての動き

CFE 事務総長・英国勅許租税協会前会長 ステファン・コールクロー
KPMG 中国・間接税センターオブ・エクセレンスリーダー ラクラン・ウォルファー
日本税理士会連合会国際委員 中西良彦

10-1 「デジタル供給におけるVAT/GSTの可能性」

CFE事務総長・英国勅許租税協会前会長 ステファン・コールクロー

1. 消費税の重要性

法人所得税の課税に関しては、会社の利益等がどこで発生したか等に多くの努力が重ねられたが、消費税は物やサービスの消費に課されることから定義が明確である。

消費者の所在地に関する規定がないことや少額品免税の対象範囲等に基因する税源浸食の問題があるが、消費税の重要性は増しており、消費税の税収全体及び GDP に占める割合は世界的な景気後退の中でも増加傾向にある。

2. 問題の明確化

デジタルエコノミーにおいては、インターネットを扱う関係者が同じ問題を抱えている。

例えば、従来のように店舗で紙の書籍を売る場合は、違法があれば罰金等の措置をとれるが、電子書籍のダウンロードのようなデジタルの世界ではそれができない。

国境を越えた役務提供については、消費地課税が望ましいが、種々の難しい問題がある。

グローバル企業が、PE 課税を回避するため、それぞれ法的枠組みの異なる事業体を利用している事例が問題となっている。

消費税制度の隙間をついた不正行為等によって大きな税収の損失が生じている。

3. OECD の BEPS 行動計画

(1) デジタルエコノミー

デジタルエコノミーは、今や現実の世界で、新技術の出現により日々変貌している。PE とは何か、グランドコンピュータはどこにあるとみなすのか等が問題である。

OECD は、テクノロジーの進歩が問題解決のキーになるとみて、注視している。

(2) EU のミニワンストップショップ

欧州における電子サービスに対する消費税は、会社の所在地で課税される。ルクセンブルグの税率は 15% (軽減税率 3%) と、他の欧州諸国に比して低いため、電子サービス提供会社はここを所在地とするものが数多い。

EU では、2015 年以降、電信・放送・電子的役務提供に対し、ミニワンストップショップ制度が発効する。一部の地域では既に、EU 以外の事業者が EU 内の 1 カ国を選択して事業者登録し、VAT の申告納付 (税率は消費国) を行っているが、今後 EU 加盟国の事業者がルクセンブルグに代えてどこの国の消費税率を採るか注目される。

4. 不正手段の防止

問題は取引業者の所在地の把握であるが、これは税務当局にとって困難な課題である。

不正を行う者は虚偽の書類を容易に作成するので、厳格な書類の提出を求めても機能しない。したがって、有利な取引価格に対しては不正を疑うような環境を醸成する教育が必要である。

現在主流になっている税制の規則を保ちつつ、解決策を見出していく必要がある。

10-2 「アジア太平洋地域のデジタル・サービスに関する VAT/GST の扱い」

KPMG 中国・間接税センターオブエクセレンスリーダー ラクラン・ウォルファー

1. アジア太平洋各国の間接税の状況

アジア地域では消費税に関する不正行為が多い傾向があるので、将来的には消費税の即時徴収が望ましい。中国では 5~10 年後を見据えて既に一步を踏み出している。税務当局は取引情報を直ちに確認でき、これを基に納税者へ税額を通知して、その後の納付済情報も連絡される。

リアルタイムではないが迅速に行われている。

アジア太平洋諸国の消費税率は様々であるが、平均は 12.5%と、OECD の平均 19%に比して低く、サービス輸入にリバースチャージを行っていない国もある。これらの制度の違いから問題が生じており、今後改革を求められることになる。アジア太平洋諸国が、将来、世界の国々に合わせて税率引上げ等を行っていくかどうかは難しい課題である。

2. OECD デジタル経済レポートで見出された一般的なテーマと課題

(1) BtoC によるデジタル化サービス輸入、BtoB による無形資産及びサービス輸入

貨物を輸入する場合は税関を通すが、インターネット取引されるサービスの場合は輸入時に消費税が課されないという問題がある。OECD デジタル経済レポートは、BtoC では供給する外国事業者に消費税の登録を義務付けて徴収する方向が示されている。そして消費税の的確な徴収には情報収集・交換の改善が必要としている。

また、BtoB ではリバースチャージ規則を導入すべきとしている。

(2) 少額物品輸入

OECD は、少額物品の輸入に関し、①税務当局の輸入業務の効率を改善すべき、②外国事業者による消費税の登録が可能になる単純化された登録システムを導入すべきとのアドバイスをしている。

3. 消費税課税の中核となる原則 — 各国は「仕向地原則」を適用すべき

OECD が原則とする「仕向地原則」は、これによって国内供給者と国際的供給者の公平性が確保されるため、消費税課税の中核となる原則として適切である。しかし、多くの国で実施されているものの、アジア太平洋地域では実施していない国が多い。

4. OECD デジタル経済レポートをアジア太平洋地域で実施する上での課題

- (1) アジア太平洋地域にはリバースチャージを行っていない国があり、ここでは実務的に二重課税や二重非課税が生じている。例えば、豪州ではサービスの輸出には課税されないが、これがシンガポールに輸出された場合、ここではリバースチャージが（現在は）行われていないので、二重非課税となる。
- (2) アジア太平洋地域ではデジタル経済に対応するため、「電子的に供給されるサービス」と類似した概念の国内法制への導入を検討し、消費税の対象を拡大する必要がある。
- (3) EU のワンストップショップ制度は、加盟 28 カ国で検討の結果導入されたが、アジア太平洋地域では経済体が EU とは全く違うことから、各国が一つになって自国にベストの解決策を見出すことは難しい。
- (4) OECD デジタル経済レポートをアジア太平洋地域に導入して実務的成果を得るには、EU モデルのままの導入はできないので、上記の問題を踏まえた変更が必要である。

10-3 「電子的役務提供取引におけるVAT課税に向けての動き」

日本税理士会連合会国際委員 中西良彦

1. 日本の現行制度と課題

ある調査報告によれば、日本における国境を越えた海外電子コンテンツの市場規模は 2012 年で約 5,100 億円と推計されており、日本政府は、こうした新たな分野に対する消費税について、経済活動の中立性を保ちながら適切な徴収方法を検討してきている。

日本の現行制度においては、国境を越えた役務の提供について企業から消費税を徴収する際、役務提供者の所在地によって国内取引かどうかを判定する。そして判定が困難な場合は役務提供者の PE の所在地により判定することとされている。

このため、デジタル音楽や映像のダウンロード等は、国内事業者が提供する場合は消費税が課されるが、国外事業者が国境を越えて行う場合には課税されず、提供者の違いにより最終的な税負担に差異が生じ、国内外の事業者の競争条件にゆがみが生じている。



2. 財務省による制度案の提示

財務省は、本年 6 月、消費税に係る新たな制度案を提示した。

(1) 仕向地主義への変更

国外事業者が行う役務の提供のうち、国内外にわたる役務提供など、役務提供が行われた場所が明らかでないものについては「仕向地主義」による判定に変更する。

なお、国際運輸・国際通信等のサービスについては例外とされ、現行の判定による。

(2) 現行の課税関係を継続する取引の明示

国外で行われる国外の情報の収集・整理・分析等、あるいは国外の資産の取得・管理又は譲渡等に係るサービスは「国外取引」とすることが法令で明らかにされた。

ただし、国外の役務提供とその後の国内での役務提供が一体化しているケースでは、上記(1)において変更される仕向地主義によって判定する。

3. 課税方式の見直し — 二つの課税方式

財務省は、国境を越えた役務提供等について国外事業者も税額控除ができる方式を検討し、2つの課税方式を示した。提示案は、原則として BtoC 取引には国外事業者申告方式を、BtoB 取引にはリバースチャージ方式を採るものであり、EU の制度と似通ったものとなっている。ただし、BtoB 取引と BtoC 取引の区分に関しては、BtoB 取引について限定的に定義し、これに該当しないものは BtoB 取引であっても BtoC 取引としたところに特徴がある。これは、税務執行権の及ばない国外事業者からの役務提供に係る過大な仕入税額控除の発生の抑制を念頭に置いたものとみられる。

これらの提案は、事業者番号制度とインボイスを有しない日本の帳簿方式による現行消費税制度において、実務に即した対応と評価できる。

(報告：松岡副部長、福島委員)

IV その他 — ソーシャルプログラムについて



第1日目のセッション終了後に開催されたウェルカムディナーは、台湾の伝統芸能である太鼓や獅子舞のにぎやかなパフォーマンスで始まった。

トーマス・リー会長とホスト役のチャオ・リン・ツァイ中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会理事長の歓迎挨拶の後、女性グループによる中国伝統楽器の演奏などを楽しみながら豪華な中華料理を堪能した。

日本では恒例の「乾杯」がなかったのは意外だったが、なごやかな交歓がそこここで繰

り広げられた。地元台湾2団体の女性会員たちが共にそれぞれお揃いの派手なパーティー衣裳で参加しており、会場に華やかな彩りを添えていたことも印象的だった。全体として、ホスト役である台湾側の温かいもてなしの心が感じられる雰囲気のパartyであった。

2日目の夕刻、すべてのセッションの終了後、フェアウェルディナーが開催された。

オープニングの中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会の会員で構成されたバンドによるハーモニカ演奏や、女性グループのダンス・パフォーマンスが披露された後、昨晚と同様の豪華な料理とワインを楽しみながら、参加者は互いに台北会議の成功を祝い、今後のAOTCA活動の更なる推進を誓い合った。

ディナーが終盤にさしかかるところ、日本側参加者全員による2015年大阪会議への歓迎パフォーマンスが行われた。

まず、国際部の大坪委員によるサムライ・パフォーマンスとマジックが参加者の目を引き付けた後、高見副部長が「大阪城」、瀬山委員が「富士山」、松岡副部長が「スパイダーマン」と、3人がそれぞれ着ぐるみを着て扮装して、大阪そして日本の魅力をPRし、来年の会議参加に向けた案内を行った。その後、全員が揃いの法被姿でうちわを持ってステージに上がり、北島三郎の演歌「まつり」の映像と音楽が流れる中、歌いながら乱舞した。会場は大いに盛り上がり、台湾やベトナムの参加者からは「素晴らしかった」とのエールが送られ、着ていた法被やうちわをプレゼントすると大変喜ばれるという一幕もあった。大坪委員の企画と前夜の練習が功を奏したのか、パフォーマンスは大成功であった。

こうしてなごやかさと熱気が交錯する中でディナーは終了し、それぞれに名残りを惜しみ来年の再会を約して、台北会議は閉会した。

(報告：高橋委員)

[資料 7]

『ヨーロッパのタックスアドバイザーに関する ハンドブック 第2版(2013)』のサマリー

2013年、ヨーロッパ税務連合（CFE）は2010年の初版に次いで、2012年5月から6月にかけてヨーロッパ23カ国¹の税務専門職業団体に実施したアンケート調査（71項目；マルチプルチョイス方式及び付加的説明文記入方式）の結果に基づいて標題のハンドブックをまとめた。

その目次1のとおりであり、ここでは、その章別のサマリーと主要国10のデータについて紹介する。

1. 目次

第一部 ヨーロッパにおけるタックスアドバイザー

- 第1章 ヨーロッパにおける税務専門職業の概要
- 第2章 EU法令の概要
- 第3章 税務専門資格の取得要件
- 第4章 タックスアドバイザーの業務
- 第5章 専門職業の遂行
- 第6章 顧客情報の保護及び開示
- 第7章 専門職業賠償責任保険
- 第8章 広告及び報酬
- 第9章 契約及び消費者に関する事項
- 第10章 タックスアドバイザー法人
- 第11章 越境移動の概要
- 第12章 一時的及び断続的越境移動
- 第13章 他国における恒久的活動
- 第14章 専門業務に関する政策の最新動向
- 第15章 参考リンク集及び判例



第二部 各国の状況：国別データ

2. 章別のサマリー

(1) ヨーロッパにおける税務専門職業の概要

CFEでは、タックスアドバイザーの定義を「ある国において、法人又は個人の顧客への税務アドバイスを主たる業務として行うことを法律により許可された個人」としている。しかしながら、タックスアドバイザーの態様を規制面からみれば、例えば、オランダ、ロシア、スペイン、スイス、イギリスのように法律ではなく、職業団体による自主規制に依存している国やイタリア、フィンランド、ウクライナのように全く規制のない国も存在する。

法的規制のある国でも、個別法としての税務専門職業法を有するドイツ、オーストリア、ギリシャなどの国もあれば、フランス、ポルトガルのように税務アドバイス業務は弁護士の行う法律業務及び会計士の行う会計業務の一部として認められている国も存在する。

¹ EU加盟国（28カ国）のうち19カ国、非加盟国4カ国を対象としている。具体的にはオーストリア、ベルギー、クロアチア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、スイス、ウクライナ、イギリスの23カ国の税務専門職業団体にアンケートを実施した。

(2) EU 法令の概要

タックスアドバイザー業務についても、域内市場での基本的自由が保障されている。関係する EU 法令には「職業資格の相互承認に関する指令」(Professional Qualification Directive, 以下「PQ 指令」という。)及び「サービスに関する指令」(Service Directive, 以下「サービス指令」という。)が存在するが、指令が適用されないケースは代替として「EU の機能に関する条約」(Treaty for Functioning, 以下「TFEU」という。)が適用される。

これらの法令では、サービス提供の自由、会社設立の自由、資本移動の自由、労働者の移動の自由、独占の禁止などが規定されている。

(3) 税務専門資格の取得要件

調査対象 23 カ国中、20 カ国でタックスアドバイザーとなる資格要件が定められている。うち、法律で定められているのは 11 カ国であり、①大学等での経済又は法律科目の履修、②実務従事、③専門職業試験の合格が要件とされている。また、資格取得後は継続研修の受講が義務づけられている。

(4) タックスアドバイザーの業務

業務範囲は、税務アドバイス、税務申告書等の作成、税務代理が主要業務である。

法廷代理業務については、オランダ、イタリアのように行政事件についてのみ認めている国の他、ドイツ、オーストリア、ロシアのように(税務に関する)刑事事件まで認めている国も存在する。その他の国では、弁護士の独占業務とされている。

会計業務や経営コンサルティング業務については、規制のない国が大半であり、監査業務については、監査士(Auditors)の独占業務とされている国がほとんどである。

(5) 専門業務の遂行と規律

タックスアドバイザーが業務を遂行する際に尊重されるべき基本原則として「独立性」、「個人責任」、「注意・誠実」、「守秘」を掲げている。

基本原則を担保する目的で、規律として、アンケート調査対象国で何らかの行政処分や加盟団体による自主規制など制裁規定が整備されている。

また、顧客との競合や自己利益を優先することのないよう、利益の衝突や手数料の収受についても一定の規制が行われている。

(6) 顧客情報の保護及び開示

CFE ガイドラインに規定されているように、タックスアドバイザーは当然ながら、顧客情報の守秘義務があり、仮に当局からの要請に対しても非開示権を主張できる国が主流である。

一方、ギリシャ、イタリアなど 8 カ国では、タックスアドバイザーが弁護士でない限り、非開示権は認められていない。

顧客の行う租税回避スキームの通知義務については、ルーマニアのみが違法スキームに限り通知義務があり、他国において、当該制度は存在しない。

一方、マネーロンダリングに関しては、全ての EEA 諸国²において通知義務が課されているが、その具体的な取り扱いについては各国間で相違がある。

² European Economic Area (欧州経済領域) の略称である。参加国は EU 加盟 28 カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーである。

(7) 専門家責任と専門職業賠償保険

アンケート調査対象国においても、タックスアドバイザーが顧客の税務申告書作成を援助した場合でも、申告内容の正確性について責任を負うのは顧客自身である。しかし、その原因がタックスアドバイザーの過誤によるものであったときは、顧客はタックスアドバイザーに賠償を請求する権利を有する。

23 カ国中、オーストリア、ベルギーなど 14 カ国で保険加入が義務付けられており、他の 8 カ国においても、タックスアドバイザーが会計士又は弁護士である場合は、当該職業保険の加入が奨励されている。

(8) 広告及び報酬

調査対象国のすべてにおいて広告の自由が認められ、報酬についても原則として自由である。しかし、ドイツにおいては最高限度額が法令で定められ、ベルギー、フランス、イギリスなど 6 カ国においては一定のガイドラインが存在する。

成功報酬についての禁止規制のある国はないが、チェコのように成功報酬は法廷手続きについてだけ容認するなど一定の歯止めが措置されている国もある。

(9) 契約及び消費者に関する事項

契約に関する書式基準は共通ではないが、契約書の写しの交付など消費者保護の措置は各国で講じられている。

(10) タックスアドバイザー法人

20 カ国において、タックスアドバイザーが法人設立する場合は、国内法に基づくあらゆる組織形態（パートナーシップ、有限会社、株式会社など）から選択できる。残る 3 カ国のうち、クロアチアとスロバキアではパートナーシップに限定され、ポルトガルではタックスアドバイザーが会計士であれば、パートナーシップ又は有限会社を設立できる。

法人の所有権や支配権については、各国状況は多様であるが、各資格者の独立性を確保する必要から倫理規則で規制されている場合が多い。

異業種共同事務所については、ワンストップ・サービスの利便性より、各資格者の独立性や業務の公平性に重点を置き、共同事務所を禁止または制約している国が多い。

(11) 越境移動の概要

(12) 一時的及び断続的越境移動

(13) 他国における恒久的活動

これらの事項について、信頼できるデータの入手はできず、また、実際には越境移動サービスの事例は稀であるとされている。

但し、(13) については、サービス提供国における当該資格者と同等の資格要件が要求されることが前提とされ、安易な相互承認はされていない。

(14) 専門業務に関する政策の最新動向

EU 委員会は、専門職業に対する過度な規制はサービス産業の発展を妨げると考えており、2011 年の声明文 COM(2011)20「サービスの単一市場がより円滑に機能することを目指す、サービス指令の相互評価の積み上げ」や 2012 年の声明文「サービス施行；2012 年～2015 年のサービス産業発展のためのパートナーシップ」により、規制の緩和を打ち出している。

具体的には、広告規制の排除、越境サービスにおける保険加入要件の実務的解決、一時的越境サービスに関するピアレビュー（相互審査）の検討などの論点を示している。しかし、こうした EU 委員会の方針とは別に、全般として、各国における規制緩和は進んでいるとは言えない状況であると結論づけている。

3. 各国の状況；国別データ

ここでは、紙面の制約から、アンケート調査対象国のうちオーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシャ³、イタリア、オランダ、ルーマニア、ロシア、イギリスの 10 カ国のみを表形式にて紹介する。

なお、以下の項目では適宜タックスアドバイザーを「TA」と表示する。

(1) 税務専門家制度の概要

国	TA の人数	資格・業務の規制	業務形態	TA 業務を行うことができる他の資格者
オーストリア	税理士 4,807 人	税務専門職業法により規制	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。公務員に就業することは不可。	弁護士、監査士。
ベルギー	職業団体の会員数は個人 5,016、法人 2,175 であるが、他資格者も税務サービスを行うことができるため実際の人数はこれより多い。	職業名称使用だけが職業団体会則により規制。その他の規制はなし。	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員または企業内 TA。税務行政庁を除く省庁の公務員に就業することも可能。	弁護士、監査士、会計士、記帳士等。ただし、TA 名称を使用するためには職業団体への入会が必要。
フランス	TA の個別資格はなく、TA になれる者は弁護士のみ。税務を専門とする弁護士数は約 3,000 人。	弁護士法により規制	法律事務所。他の専門職業事務所、企業、官公庁に雇用されることは禁じられている。	会計士、監査士。但し、取扱うことができる業務は限定的。
ドイツ	税理士 80,764 人 法人 8,655 社	税務専門職業法により規制	個人事務所、パートナーシップ、法人。官公庁に雇用されることは禁じられている。	弁護士、監査士
ギリシャ	約 3,200 人	税務専門職業法により規制	個人事務所、法人・公官庁に雇用されることは可能。	弁護士、監査士 (注 1)
イタリア	会計専門家 (Dottori Commercialisti 及び Esperti Contabili) 約 112,000 人	規制なし	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。官公庁に雇用されることは不可。	監査専門家
オランダ	個人約 18,000 人 法人約 1,500 社	規制なし	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。官公庁に雇用されることは不可。	
ルーマニア	個人 5,516 人 法人 450 社	税務専門職業法により規制(注 2)	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。官公庁に雇用されることも可能。	弁護士、会計士、監査士
ロシア	専門家団体の会員数 4,630 人(規制されていないので実際の数は不明)	規制なし (注 3)	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。官公庁に雇用されることも可能。	

³ ギリシャの情報については、出版当時（2013 年）大幅な法律改正が進んでいたため、本編に記載されている事項が変更されている可能性がある。

イギリス	税務アドバイスを提供しているのは推計約 123,000 人。別の職業概念として「税務代理人」がある。	規制なし	個人事務所、法人のパートナー・役員・社員、または企業内 TA。官公庁に雇用されることも可能。	
------	--	------	--	--

注 1: 税務アドバイスはできるが申告はできない。

注 2: 名称の使用には専門家団体への入会が必要。

注 3: 「登録 TA」の名称は専門家団体の会員のみ使用できる。

(2) 税務専門資格の取得要件

国	学歴要件	実務経験	資格試験	継続的専門研修(CPD) 受講義務
オーストリア	大学レベルの会計学、国内税法・国際税法、法学、経済学 800 時間 (ECTs) が必要(注 1)。	訓練生として 3 年間	専門家団体が実施する試験に合格する必要あり。合格証は生涯有効	専門家団体による義務で、3 年間に 120 時間、1 年間で最低 30 時間。
ベルギー	3 年間の大学レベルの教育(経済、会計、簿記、法律分野)	訓練生として 3 年間	専門家団体が実施する試験に合格する必要あり。	法律及び専門家団体の会則により研修義務有り。
フランス	4 年以上の大学教育課程を修了後、弁護士会が認定する教育機関で 18 ヶ月の研修コース(実習訓練も含む)を修了すること。	研修コース終了後法務分野で 4 年間	「税務弁護士」の資格を取得する場合、弁護士会が実施する試験に合格し、「税務専門資格証明」を取得しなければならない。	「税務弁護士」は年間 20 時間(うち 5 時間は税法に関するもの)。
ドイツ	4 年間の大学教育課程で経済学又は法律学を修了。資格取得には、実務課程コースもある(注 2)	2 年間。短期の大学の場合は 3 年間(注 2)	国と連携して専門家団体が実施する資格試験に合格する必要あり(注 3)。	法律により義務化されているが、研修受講数等は個人の専門家責任に委ねられている。
ギリシャ	専門家団体が授与する専門資格は 3 つのレベルがある。4 年間の大学教育課程修了者はレベル C の資格となる。(注 4)	レベルが上がるごとに 2 年間	レベルが上がるごとに専門家団体が実施するセミナーを受講しなければならない。	義務化はされていないが、受講が推奨される。
イタリア	Dottori Commercialisti(①)になるには、5 年間の学業後、経営学修士の取得が必要。Esperti Contabili(②)になるには、3 年間の経済学の学位が必要。	①及び②とも 18 か月	①及び②とも国家試験の受験が必要。	
オランダ	専門家団体により異なる(NO B 及び RB、注 5)。NO B 会員になるには、4 年間の税法・経済財政学の修士レベル学位が必要。かつ NO B にて 3 年間の専門課程の受講が必要。RB の場合は要件なし。	NO B の場合、3 年の税務アドバイスの実務経験。	専門家団体への入会試験がある。	NO B: 詳細なルール無し RB: 年間最低 40 時間
ルーマニア	3 年間の大学教育課程で経済学を修了。	財務・会計分野で 5 年間	専門家団体が実施する資格試験に合格しなければならない。	開業 TA は年間 30 時間、非開業 TA は年間 15 時間。
ロシア	専門家団体の会員になるには、5 年間の大学教育課程で法律・経済学を修了。	3 年間	専門家団体が実施する資格試験に合格する必要あり。2 年ごとに更新が必要。	2 年間で 72 時間の研修義務。

イギリス	主要な専門家団体 2 団体(CIOT 及び ICAEW、注 5)ともに学歴要件はないが、入会要件がある。	CIOT:3 年間 ICAEW : 300 日 ~ 450 日	CIOT:入会試験の受験要件として管理会計士(ACA)、勅許公認会計士(ACCA)、経理・税務専門家(ATT)などの資格を取得していなければならない。 ICAEW:15 種類のモジュール試験を受験が必要。内容は修士レベル、職業倫理を含む。	CIOT:年間 90 時間以上、そのうち 20 時間は文献等に拠らないもの ICAEW:詳細な規定はないが、受講を指導している
------	--	--	--	--

注 1:管理会計士として 5 年間の OJT 経験で代替することが可能

注 2:実務課程コースの場合、商業関係の専門訓練と 10 年間(公認管理会計士、税務担当者としての勤務経験、又は税務官公署での勤務経験があるものは 7 年間)の税務に関連する実務経験が必要。

注 3:元租税裁判所裁判員、税務に従事していた高級官僚、学識経験者については試験の一部が免除される。

注 4:3 段階のレベルは下から C、B、A となっており、レベルにより業務を提供できる企業の規模が異なる。

注 5:主要な専門家団体については、後述の(11)専門家団体を参照。

(3) タックスアドバイザーの業務

<表内の記号>

◎: タックスアドバイザーを含む特定の資格者だけが行うことができる業務

○: 特定の資格を必要とせず誰でも行うことができる業務

△: 理論的には可能であるが実際は専門知識・経験の不足、低需要、専門責任の問題等の実務的な理由から行われていない業務

×: タックスアドバイザーが行うためには別の資格を追加取得する必要がある業務

—: 情報なし

	オーストリア	ベルギー	フランス	ドイツ	ギリシャ	イタリア	オランダ	ルーマニア	ロシア	イギリス
租税部門										
国内税法に関するアドバイス	◎	○	◎	◎	◎	○	○	◎	○	○
外国の税法に関するアドバイス	◎	○	-	◎	◎	○	○	◎	○	○
税務申告書・関係書類の作成・申告	◎	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○
税務行政当局に対する税務代理	◎	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○
租税裁判所に対する法廷代理	◎	×	◎	◎	×	○	○	×	○	○
								(注1)		
税務訴訟についての 刑事裁判所における法廷代理	◎	×	◎	◎	×	×	×	×	◎	×
								(注1)		
税務訴訟についての 上級裁判所における法廷代理	◎×	×	◎	◎	×	-	○	×	◎	×
	(注2)							(注1)		
企業会計部門										
会計業務	◎	×	-	◎	◎	○	△	×	-	○
								(注3)		
年金事務	◎	○	-	◎	◎	○	○	○	-	×
社会保障事務	◎	△	◎	◎	◎	○	○	○	-	○
社会保障についての 行政当局に対する代理業務	◎	△	◎	◎	◎	○	○	○	-	○

コンサルティング部門										
財務・経営に関する マネージメントコンサルティング	◎	○	-	◎	◎	○	△	-	-	△
法務部門										
会社法・商法に関するアドバイス	◎	○	◎	×	×	×	△	×	-	△
								(注1)		
雇用関係法に関するアドバイス	△	○	◎	×	×	×	△	×	-	△
	(注4)							(注1)		
会社清算・倒産に関する アドバイス(税務に限らない)	◎	○	◎	×	×	○	△	×	-	△
								(注5)		
税務以外の分野に関する 法務アドバイス	◎	○	◎	×	×	×	△	×	-	△
								(注1)		
法務アドバイスが補完的である場合の 税務以外の分野に関する法務アドバイス	◎	○	◎	◎	×	×	△	×	-	△
				(注6)				(注1)		
税務以外の事項についての 訴訟代理	◎	×	◎	×	×	×	×	×	-	○
								(注1)		
争議の調停	◎	△	◎	○	×	○	△	-	-	△
契約交渉・契約書の起案	◎	○	◎	◎	×	○	△	×	-	△
				(注7)				(注1)		
監査部門										
個人事業者・パートナーシップの法 定監査	×	×	×	-	×	○	×	×	-	○
				(注8)				(注9)		
小規模企業の法定監査	×	×	×	-	×	○	×	×	-	○
				(注8)				(注9)		
中規模企業の法定監査	×	×	×	×	×	×	×	×	-	○
								(注9)		
一般企業の任意監査	◎	×	-	◎	×	○	△	×	-	-
								(注9)		
その他										
企業の一般事務・専門サービスに関 連した調整事務	-	○	○	○	-	○	×	×	-	○
								(注1)		

注1：弁護士

注2：行政最高裁判所における代理◎、憲法最高裁判所における代理×

注3：勅許会計士

注4：給与会計の関連

注5：弁護士又は破産実務家

注6：弁護士以外の他士業専門家は、ある一定の範囲内で、主たる業務に付随する場合のみ法務アドバイスをすることができる（詳細は法務サービス指令第5条 RDGを参照）。

注7：業務が補完的である場合のみ可

注8：法定監査なし

注9：監査士

(4) 専門職業の遂行と規律

国	行動規範の有無	制裁	利益の衝突 ①TAと顧客間②顧客同士	紹介手数料の授受(注1)	業務品質の評価・証明
オーストリア	特定の法令及び専門家団体による規定有り	・罰金 ・開業許可の喪失	①②とも業務を停止、又は調停役として業務を継続	認められていない	—
ベルギー	ロイヤルディクリー(王室令)により規定され、専門家団体が監督	・専門家団体による戒告、会員除名処分 ・行政当局による代理業務を行う権利の取消し	①②とも顧客へ通知又は業務を停止	認められていない	民間の品質保証機関が証明書を発行
フランス	特定の法令及び弁護士会による規定有り	弁護士会による戒告、除名、業務免許のはく奪等の処分	①②とも業務を停止。業務を継続する場合は顧客の同意が必要	法律により禁止	民間会社がISO9001証明書を発行
ドイツ	税理士法及び連邦税理士会の職業規則による規定有り	地方の税理士会による戒告、罰金、業務停止、除名処分	①業務停止、②顧客への通知、業務の継続は可	法律により禁止	民間の品質保証機関及び専門家団体が証明書を発行(注2)
ギリシャ	法律により規定され、専門家団体が監督	専門家団体による戒告、除名処分。除名されると国内での活動は不可。	—	禁止規定なし	一般的に行われていない。
エジプト	専門家団体による規定有り	—	—	—	—
オランダ	専門家団体による規定有り	専門家団体による戒告、除名処分。除名された会員と協働することは認められない。	①②とも顧客が認識していることを確認する必要あり。②の場合、常に透明性の確保に留意し、必要に応じ契約を終了する。	専門家団体の規定により制限あり	民間の品質保証機関及び専門家団体が行っている。
ルーマニア	専門家団体による規定有り	専門家団体による戒告、除名処分。除名されると国内での活動は不可。	規定はないが、顧客への報告、専門家団体への相談を推奨している。	禁止規定なし	なし
ロシア	専門家団体による規定有り	専門家団体による制裁は行われていない。	業務継続を妨げる規則はない。	認められている。	なし
イギリス	専門家団体による規定有り	専門家団体により戒告、罰金、除名等独自の制裁措置が講じられている。	①②とも適切な措置が講じられていれば業務の継続は可能。	制限されていない(注3)	なし

注1: 自分の顧客を仲間のTAに紹介すること等によって得る手数料

注2: 業務品質証明を行っているTAには職業賠償責任保険の保険料割引が適用される。

注3: 但し、手数料を得た場合、その金額を顧客に通知する必要がある。

(5) 顧客情報の保護及び開示

国	顧客情報の保護・守秘義務	情報の非開示権利・法務職業特権	租税回避通知義務	マネーロンダリングへの対処
オーストリア	法律による義務有り。違反した場合専門家団体・行政当局から処罰される	非開示権あり 自己弁護のための開示拒否は可能	なし	通告義務あり(注1)。

ベルギー	法律による義務有り。 守秘義務は業務形態により異なり、開業者は場合により刑事罰が適用される。	非開示権はあるが、証人として出廷する場合は適用外。 自己弁護のための開示及び開示拒否は可能	なし	通告義務あり(注1)。
フランス	顧客情報保護関連の法令有り。 違反した場合、専門家団体による制裁あり。但し自己弁護のための開示は可能	法律により法務職業特権があるが、企業内弁護士にはない。自己弁護のための開示拒否は可能。但し、裁判所の命令により書類の押収が行われることがある。	なし	弁護士会会長への報告義務有り。弁護士会会長はその報告を必要に応じて担当当局に通知する。(注1)
ドイツ	法律による義務有り。 違反した場合、刑事罰及び地方税理士会からの制裁。但し自己弁護のための開示は可能。	開示拒否は可能。	なし	連邦税理士会への通知義務有り。(注1)
ギリシャ	特別な法令はないが、顧客情報保護は契約の一部と見る。	国からの顧客情報の開示要請は拒否できない	なし	マネーロンダリング防止局へ通告義務有り。
イタリア	法律による義務有り。	国からの顧客情報の開示要請は拒否できない。	なし (注2)	当局への通告義務有り。
オランダ	専門家団体の規定により義務有り。違反した場合、専門家団体の処分、刑事罰の対象。但し自己弁護のための開示は可能。	法務職業特権は判例により認められているが、刑事裁判手続きには適用されない。	なし	当局への通告義務有り。 (注1)
ルーマニア	特別な法令はないが、専門家団体による規定あり。但し、自己弁護のための開示は可能。	「通常」の税務調査における当局の要請に対して開示拒否可能だが、刑事事件等の捜査当局からの要請には適用されない場合あり。	なし (注3)	通知義務有り。
ロシア	特別な法令はないが、専門家団体による規定あり。但し、自己弁護のための開示は可能。	法務職業特権は弁護士のみで、TAにはない。国からの顧客情報の開示要請は拒否できない。	なし	通知義務はないが、専門家団体はマネーロンダリングの虞のある取引の禁止を指導。
イギリス	特別な法令はないが、専門家団体による規定有り。違反した場合、処分の対象。但し、自己弁護のための開示は可能。	法務職業特権を持つのは弁護士ののみ	あり 歳入関 税庁に 通知	重大組織犯罪対策庁に通告義務あり。(注1)

注1: 但し、司法手続きの代理を行っている場合、通告義務は除外される。

注2: 通告が奨励されている。

注3: 但し、非合法的なスキームは報告しなければならない。

(6) 専門職業賠償責任保険

国	加入義務	税務法人の加入範囲	賠償責任の限度
オーストリア	あり(注1)	全役員と従業員のTA	(注2)
ベルギー	あり(注1)	加入は義務だが範囲は不明	(注2)
フランス	あり(注1)	全役員と従業員のTA	(注2)
ドイツ	あり	全役員と従業員のTA	(注2)
ギリシャ	あり(注1)(注3)	全役員と従業員のTA	(注2)
イタリア	原則的にはなし(注4)	—	—
オランダ	あり	全役員と従業員のTA	—
ルーマニア	あり(注1)(注3)	全役員と従業員のTA	(注2)

ロシア	なし（注 5）	—	（注 2）
イギリス	あり（注 1）	全役員と従業員の TA	（注 2）

注 1: 一般企業に勤務する企業内 TA は加入義務なし。

注 2: 契約法で定める範囲又は一定の条件の下、自由に限度を決めることができる。

注 3: 「タックスアドバイザー」の名称を使用しなければ加入義務はなし。

注 4: 一般的には加入義務はないが、Esperti Contabileoyoti 及び Dottori Commercialisti は一定の業務に対し保険への加入が必要（2013 年 8 月以降は全ての業務に対し保険加入が必要となる）。

注 5: 法律・専門家団体の規則にも規定はないが、ベストプラクティスとして加入が推奨される。

（7）広告と報酬

国名	広告	報酬規制	成功報酬
オーストリア	規制なし	規制なし	成功報酬のみの報酬は認められない。
ベルギー	TA に適用される特別な規定はあるが、一般広告規制を超えるものではない。	報酬額を決める際のガイドラインあり	可
フランス	弁護士に適用される特別な規定あり	報酬額を決める際のガイドラインあり	可。但し、書面による合意が必要。
ドイツ	TA に適用される特別な規定はあるが、一般広告規制を超えるものではない。	拘束力のある報酬規定あり	顧客が経済状況を考慮した場合のみ可
ギリシャ	規制なし	ガイドラインあり	顧客との合意により可
イタリア	規制なし	規制なし	
オランダ	規制なし 一般的な法律規制のみあり	ガイドラインあり	可
ルーマニア	規制なし。比較広告の制限及び職業団体の規定による制限あり	規制なし	顧客との合意により可
ロシア	なし	なし	なし
イギリス	規制なし	規制なし。職業団体によるガイドラインあり	可

（8）契約および消費者に関する事項

国	契約に関する要件
オーストリア	契約書の締結が奨励される。法人が受託した場合、担当者名の通知が必要。
ベルギー	会員は顧客との契約書の締結しなければならない。
フランス	顧客との契約書の締結は義務ではないが、強く奨励される。
ドイツ	なし
ギリシャ	なし
イタリア	なし
オランダ	なし
ルーマニア	契約書の作成が義務付けられている。
ロシア	なし
イギリス	なし

(9) タックスアドバイザー法人

国	法人組織形態	株主・株式・経営権	他士業との共同設立	その他
オーストリア	個人事業主、パートナーシップ、有限会社、株式会社(注1)が可能	株主は TA、監査士、税務法人、監査法人、その他。 経営陣は TA と監査士のみ可能で、その過半数は TA でなければならない。	会計士、監査士、その他の専門家との共同事務所設立は可能。弁護士とは不可。設立する場合専門家団体への届出が必要。	注 2
ベルギー	制限なし	株式の過半数及び経営権は TA 又は会計士が所有すること。その他、株主・役員等について制限はない。	監査士、記帳士、会計士との共同設立は可。弁護士とは不可。	注 3
フランス	弁護士法人の形態は法律により①一般パートナーシップ②有限責任会社のいずれかを選択	左記①の場合、所有権は専門業務を行う弁護士のみ。 左記②の場合、専門業務を行う弁護士が株式及び議決権の過半数を所有すること。残りの株式・議決権は特定の者(外部の弁護士、退任した弁護士等)が所有してはならない。 経営は弁護士が行わなければならない。	他士業とのパートナーシップの形成及び合同法人の設立は不可。	
ドイツ	法律に基づきすべての法人形態が可能	株式はすべて TA 又はその法人が所有しなければならない。(場合によって、他の高度な専門知識・技術を持った者は税理士会からの承認を得て株式保有が認められる。) 役員は、TA のほか他の高度な専門知識・技術を持った者に限るが、全役員のうち非 TA が過半数を超えてはならない。	弁護士(弁理士、公証人を含む)及び監査士(公認帳簿監査士を含む)とのみパートナーシップの形成・共同設立が可能。 他士業とは、より緩やかな協働形態(事務所設備の共同使用など)は認められる。	注 2
ギリシャ	規制なし	株式の 51%は TA が保有しなければならない。残りの 49%については制限はない。経営陣に関するルールは無い。	会計士との法人の共同設立は可能。監査士、弁護士との共同設立は認められない。	
イタリア	制限なし	株式所有、経営に関して制限なし	専門家としての職務遂行が確保される限り、他士業とのパートナーシップの形成及び共同設立は可能。	
オランダ	規制なし	株式所有、経営に関して規制なし(注 4)。	他士業との連携により税務専門家の威厳・品位、独立性に弊害が生じない限り可能(注 5)。	
ルーマニア	法律に基づきすべての法人形態が可能。	少なくとも株主の 1 人、経営陣の 1 人は TA でなければならない。 法人の構成は専門家団体 CCFR の承認を得る必要がある。	職業的義務の遂行に支障がない限り他士業との法人共同設立は可能。	
ロシア	制限なし	株主、経営陣に関して制限なし	弁護士、会計士、監査士とのパートナーシップの形成は可能。	
イギリス	制限なし	株主、経営陣に関して制限なし。但し事務所名に CTA を使用する場合は、構成員のうち CIOT 会員でない人数に制限がある。	職業的義務の遂行に支障がない限り他士業とのパートナーシップの形成、法人共同設立は可能。	

注 1：株式は譲渡制限株式 (restricted transferability) として登記しなければならない。

注 2：法人名称は、TA 法人であることが明確にわかるものでなければならない。

注 3：税務法人の専門家団体への入会は任意だが、税務法人の名称使用は会員だけに認められている。また、税務法人設立の適格性について専門家団体が適性検査を行っている。

注 4：但し、NOB(前述の(2) 専門資格の注 5 参照) 会員が税務法人のパートナーである場合、その法人は NOB の承認を得ていなければならない。

注 5：但し、NOB の「独立憲章(Charter of Independence)」を承諾しなければならない。

(10) 登録及び開業要件

国	専門家団体等への入会	その他の要件
オーストリア	強制入会	職業上の宣誓書等の提出
ベルギー	TA の名称を使用する場合は強制	法人設立の場合、クロスロードデータベースへの登録 職業上の宣誓書等の提出 従業員を雇用する場合、社会保障基金への登録
フランス	地方弁護士会への入会義務	職業上の宣誓書等の提出
ドイツ	地方税理士会への強制入会	なし
ギリシャ	経済会議所への入会義務 自営の TA は専門家団体への強制入会	法人の場合、納税者として税務当局への登録 従業員がいる場合は社会保障基金への登録
イタリア	なし	なし
オランダ	税務当局への登録は任意(注1)	従業員を持つ法人の場合、社会保障基金への登録
ルーマニア	強制入会	なし
ロシア	なし	なし
イギリス	任意入会	税務代理人及び専門家団体に非加入の場合、税務行政当局への登録 税務サービスを提供する法人はマネーロンダリング防止監視官への登録

注 1: 実際は、法令遵守の観点及び恩恵の面から登録している者が多い。

(11) 専門家団体

- ・ 下記日本語の団体名は仮称である。
- ・ 団体名の後の * 印は、強制入会団体を表す。

国	専門家団体・HP アドレス・職業法
オーストリア	オーストリア経済受託士協会 (Kammer der Wirtschaftstreuhänder, KWT) * www.kwt.or.at
	職業法 オーストリア経済受託士法 Wirtschaftstreuhänderberufsgesetz, WTBG www.ris.bka.gv.at/Bundesrecht/ で WTBG を検索
ベルギー	会計士・税務士協会 (Institut des Experts-Comptables et des Conseils Fiscaux・Institut van de Accountants en de Belastingconsulenten) * (注 1) http://www.iec-iab.be
フランス	弁護士会(強制入会)とは別に任意団体として次の 3 団体がある。 ○ACE (Association des Avocats Conseils d'Enterprises) www.avocats-conseils.org/ ○IACF (Institut des Avocats Conseils Fiscaux) www.iacf.asso.fr/ ○UPSA (Union Professionnelle des Societes d'Avocats) www.upsa-syndicat-avocats.fr/
ドイツ	○ドイツ連邦税理士会 (Bundessteuerberaterkammer) * www.bstbk.de ○ドイツ税理士連盟 (DStV/Deutscher Steuerberaterverband) www.dstv.de ○ドイツ連邦税理士連盟 (BVStB/Bundesverband der Steuerberater) www.bvstb.de
	職業法 ドイツ税理士法 Steuerberatungsgesetz http://www.gesetze-im-internet.de/stberg/
ギリシャ	ギリシャタックスアドバイザー協会 (POFEE, 英: Panhellenic Federation of Self-Employed Tax Consultants) * (注 2) www.pofee.gr

イタリア	イタリアタックスコンサルタント協会 (Associazione Nazionale Tributaristi Italiani, A.N.T.I.) www.associazionetributaristi.it/
オランダ	主要団体は次の 2 団体 ○オランダタックスアドバイザー協会 (Nederlandse Orde van Belastingadviseurs, NOB) www.nob.net ○登録タックスアドバイザー協会 (Register Balastingadviseurs, RB) www.rb.nl/
ルーマニア	ルーマニアタックスアドバイザー協会 (Camera Consultantilor Fiscali din Romania, CCFR) * www.ccfiscali.ro/
ロシア	ロシアタックスアドバイザー協会 (Russian Chamber of Tax Advisors) http://www.palata-nk.ru/
イギリス	主要団体は次の 2 団体 ○勅許租税協会 (Chartered Institute of Taxation, CIOT) http://www.tax.org.uk/ ○イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales, ICAEW) http://www.icaew.com/

注 1 : 名称を使用する場合は協会の会員とならなければならない。

注 2 : 自営のタックスアドバイザーのみ強制入会



韓国税務士会概要

1. 組織の概要

○ 設 立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき
1962年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2015年4月末現在）

個人：11,190（うち女性会員 923）、法人：454

○ 役 員

会長 1人、副会長 4人（うち1人は常勤副会長）、理事 25人以内、監事 2人

*役員任期は2年

大韓民国データ

人口：約 5,000 万人（2013 年）
 名目 GDP：1 兆 3,046 億ドル（2013 年）
 （外務省 HP より）

会 長	チョン・クジョン
副 会 長	キョン・ギョス、カク・スマン、イム・スン Chol、キム・ジョンファン(常勤)
倫理委員長	イム・ジョンワン
監 事	イ・ドンイル、ペク・ジョンヒョン
常 任 理 事	[総務理事]ユ・ヨンジョ [研修理事]チョン・ドンウォン [研究理事]ユン・サンナム [法制理事]キョン・ジュンホ [業務理事]イ・ソンジン [電算理事]ユ・ジェフン [広報理事]ソン・マニョン [国際理事]イ・デギュ [監理理事]チョン・ヘソク [業務浄化調査委員長]ナム・チャンヒョン

○ 地方税務士会（6会）

地方税務士会	地域税務士会数*	会員数及び割合**		税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	24	5,023	(489) 44.2%	東京会(1995)
中部 (チュンブ)	27	2,783	(224) 25%	東京地方会(1991) 九州北部会(1994)***
釜山 (プサン)	15	1,430	(89) 13%	近畿会(1991)
大邱 (テグ)	11	695	(32) 6.3%	中国会(1996)
光州 (クワンジュ)	13	621	(38) 5.7%	四国会(1997)
大田 (テジョン)	12	638	(51) 5.8%	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当

**会員数：2015年4月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数

***旧京仁地方税務士会と締結、その後1999年に京仁地方会は中部地方会に吸収

- 総 会（会則第 15 条、第 19 条）
定期総会は毎年 1 回 4 月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員を選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。
- 理事会（会則第 30 条第 1 項、第 32 条第 1 項）
会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長等で構成され、総会に付議する事項、会則の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。
- 常任理事会（会則第 30 条第 3 項、第 32 条第 2 項）
会長、副会長、倫理委員長、常務理事、業務浄化調査委員長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。
- 委員会（26 委員会）
 - 共済委員会
 - 法制委員会
 - 社会貢献委員会
 - 中小企業委員会
 - 対外戦略委員会
 - 国際協力委員会
 - 税務法人委員会
 - 広報相談委員会
 - 図書出版委員会
 - 会計制度研究委員会
 - 賠償責任保険委員会
 - 正しい税金申告納税者運動委員会
 - 電算税務会計資格試験運営委員会
 - 電算税務会計資格試験出題委員会
 - 税務調整及び誠実申告監理委員会
 - 税務会計及び企業会計資格試験運営委員会
 - 税務会計及び企業会計資格試験出題委員会
 - 紛争苦情調整委員会
 - 業務侵害監視委員会
 - 損害賠償共済委員会
 - 企業診断監理委員会
 - 租税制度研究委員会
 - 地方税制度研究委員会
 - 季刊税務士編集委員会
 - 会計ソリューション開発委員会
 - 税務士新聞編集委員会

※ 韓国税務士法令については『詳解 韓国税務士法』（公益財団法人日本税務研究センター編 2015 年）を参照のこと。

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回数	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について ○ 研修の内容、実施状況等について ○ 納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について ○ 日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） ○ 日税連、単位税理士会が実施する研修について ○ 日本の申告納税制度と税理士の役割について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について ○ 税制改革と税務士に対する影響について ○ 職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） ○ 税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について ○ 税理士法の改正骨子について ○ 日本の青色申告制度について ○ 税務申告の実務について ○ ドイツの税理士制度に関する情報提供
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について ○ 税務士法、税務士法施行令等の改正案について ○ 資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて ○ 資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について ○ 資格者の広告規制緩和の動向について ○ 韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について ○ 標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について ○ 税理士法改正の主要骨子と推進の現況について ○ 日税連の収益事業の種類と事業内容について ○ 電子申告制度導入の現況について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について ○ 税務士の広告規定について ○ 報酬規定廃止の影響について ○ 電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について ○ 税務士資格の自動的付与について ○ 税理士の出廷陳述権について ○ 電子申告制度導入の動向について ○ 日税連及び税理士会の収益事業について ○ 全税共及び日税研の概要について
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて ○ 税理士法の改正について ○ IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ なし ○ 青色申告制度について ○ 地方公共団体の外部監査制度について ○ 税務署、税理士事務所への訪問（於・日本橋）

第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 税務士法の改正について
		○ 会員に対する研修について
第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	○ 公的保険料の徴収業務の現状について
		○ 日本税理士政治連盟について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 公認会計士法の改正方向と日税連の対応について
		○ AOTCA 第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰 AOTCA 会長と協議
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	○ 税務士の損害賠償責任保険制度について
		○ 税務法人の実態（数、規制、業務）について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について
		○ 韓国税務士会における電子申告の発展について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	○ 税務士会会員の会費算定基準について
		○ 日本の電子申告の現況と税理士の役割について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 税理士の業務拡大に対する努力と成果について
		○ 日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 税理士法人の業務領域と活性化の方策について
		○ ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	○ 韓国税務士会が直面する課題について
		○ 韓国における電子申告の普及について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 「税務士」の名称使用制限の効果について
		○ 日本の青色申告制度について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	○ 成年後見制度について
		○ 会計参与制度について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 司法補佐人制度の現況、実績について
		○ 電子申告の発展について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について
		○ 会務統合管理システムの運用状況について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	○ 成年後見制度について
		○ 会計参与制度について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 納税者に対する税務支援への取組について
		○ 会員に対する税務相談について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	○ 韓国・米国自由貿易協定について
		○ 日税連と税理士会のそれぞれの役割について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について
		○ 日税連が行う新規登録者に対する支援について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 税務士の損害賠償責任について
		○ 日本の相続税、贈与税について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	○ 税理士報酬について
		○ 税理士事務所の職員の確保について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 納税協力費用について
		○ 会計参与について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	○ 税務士の名称独占について
		○ 「税務調整計算書」について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 納税者憲章について
		○ 納税者番号制度について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	○ 税務士の研修受講義務について
		○ 職業賠償責任保険について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	○ 国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について
		○ 税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について

第14回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国における異業種専門職の共同化の推進について ○ 書面添付制度について ○ 司法書士による地方税の税務代理について ○ 成年後見人制度について ○ 税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ○ 補佐人制度について ○ 「財務会計士」の導入案について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国税務諮問士制度の導入について ○ 税制建議について ○ 租税教育の推進について ○ 韓国税務士会の関連団体について
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 税制面における経済活性化のための政府の支援策について ○ 「財務会計士制度」の導入案について ○ 税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公認会計士への自動資格付与の廃止について ○ 税務士会による会員の除名処分について ○ 韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本における税務サービス市場開放の現状について ○ 成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ○ 税務調整計算書監理制度について ○ 個人情報保護について
第17回	2013年12月5日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国の付加価値税における現金領収書制度（インボイス制度）と税務士の関与について ○ 税務士法改正後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況について ○ 税務士法改正後の国内・外国会計士の状況について ○ 米韓FTAと税務士法改正の関連について
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業について ○ 登録前の実務修習制度について ○ 日本の税理士法人について ○ 日本の税務サービス市場開放の現状について
第18回	2014年5月8日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民登録番号の税務での活用について ○ 税務士の倫理基準・品位維持について ○ 税務調整計算書の提出と税務調査との関係及び税理士法第33条の2の書面添付制度との共通点と相違点について ○ 相続税の非課税制度について ○ 居住者と非居住者の相続税の取り扱いについて
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士制度及び税法の近年の改正項目について ○ 社会保険労務士業務への税理士の関与について ○ 税目別電子申告の状況について ○ 日税連が提供する会員サービスについて ○ 地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目について

ドイツ連邦税理士会概要

1. 組織概要

設立	1933 年
会長	Dr.ホルスト・ヴィンケン
所在地	Neue Promenade 4, 10178 Berlin, Postfach 02 88 55, 10131 Berlin, BRD
会員数	93,950 (個人 84,707 人、法人 9,243 社) [2015.1.1 現在]
単位税理士会	21 会 (別掲)

ドイツ連邦共和国データ

人口 : 8,094 万人 (2014 年)
 実質 GDP : 2 兆 7,250 億ユーロ (2014 年)
 (外務省 HP より)

(1) 組織

- ・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- ・ 総会は、全国 21 の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年 2 回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- ・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
- ・ 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員 (会長、副会長及び事務総長) は 4 年毎に総会で選任される。

(2) 目的・活動

- ・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- ・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3) その他

- ・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携 (DACH を組織) し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。

2. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結 (於・東京)
"	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察

1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか2名が来訪、懇談
1997	11	DATEV 理事長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員4名がドイツ連邦税理士会、DATEV等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結10周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結20周年記念行事等を開催（ベルリン）

3. 税理士会レベルの交流の経緯

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ連邦州と21の税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	1. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベールン	2. メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	3. ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	4. ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	5. ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	6. ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	7. ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	8. ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	9. デュッセルドルフ税理士会 10. ケルン税理士会 11. ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	12. テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	13. ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴィスバーデン	14. ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	15. ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	16. ザールラント税理士会
バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	17. ノルトバーデン税理士会 18. シュトゥットガルト税理士会 19. ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	20. ミュンヘン税理士会 21. ニュルンベルク税理士会

(注) ドイツは16の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

4. ドイツ税理士会の会員特性〔2015.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 HP から抜粋、仮訳〕

(1) 会員の内訳

税理士 (Steuerberater)	82,382
税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften)	9,243
税務代理士 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	2,325
合計	93,950

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理士でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理士及び 74条の2の義務会員	合計
1. ベルリン	3,432	581	97	4,110
2. ブランデンブルク	932	155	29	1,116
3. ブレーメン	767	93	15	875
4. デュッセルドルフ	8,374	725	147	9,246
5. ハンブルク	3,788	427	93	4,308
6. ヘッセン	7,363	714	279	8,356
7. ケルン	5,775	540	147	6,462
8. メクレンブルク・フォアポメルン	713	118	35	866
9. ミュンヘン	10,247	1,155	272	11,674
10. ニーダーザクセン	6,600	725	193	7,518
11. ノルトバーデン	2,956	320	60	3,336
12. ニュルンベルク	4,416	503	79	4,998
13. ラインラント・プファルツ	3,225	379	109	3,713
14. ザールラント	879	100	32	1,011
15. ザクセン	2,150	370	166	2,686
16. ザクセン・アンハルト	816	147	40	1,003
17. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,263	312	89	2,664
18. シュトウトガルト	7,165	697	150	8,012
19. ズートバーデン	2,226	255	51	2,532
20. テューリンゲン	990	156	63	1,209
21. ヴェストファーレン・リッペ	7,305	771	179	8,255
合計	82,382	9,243	2,325	93,950

(3) 年齢構成と平均年齢

年代	会員数 (男性)	会員数 (女性)	男女会員数合計	割合 (%)
70 歳超	6,684	1,193	7,877	9.3
61-70 歳	10,959	3,473	14,432	17.0
51-60 歳	12,414	6,270	18,684	22.1
41-50 歳	14,823	9,623	24,446	28.9
30-40 歳	9,955	8,279	18,234	21.5
30 歳未満	449	585	1,034	1.2
個人会員合計	55,284	29,423	84,707	100.0
平均年齢	53.5 歳	47.9 歳	51.6 歳	—

(4) 男女比

個人会員 (税理士、税務代理人、法74条の2の義務会員の合計)	男 性	女 性	合 計
	55,284	29,423	84,707
比 率 (%)	65.3	34.7	100.00

(5) 開業形態

形 態	数	割合 (%)
個人事務所(Einzelpraxen)	37,852	69.8
法56条1項による職業共同協定 (Berufliche Zusammenschlüsse)	7,102	13.1
税理士法人	9,243	17.1
開業総数	54,197	100.00

(6) 他の専門職業資格を有する税理士

資 格	人 数	割合 (%)
税理士＋公認会計士＋弁護士	507	0.6
税理士＋公認帳簿監査士＋弁護士	104	0.1
税理士＋公認会計士	9,410	11.2
税理士＋公認帳簿監査士	2,735	3.2
税理士＋弁護士	3,570	4.2
税理士＋その他の資格	3,141	3.7
税理士のみ	64,739	76.9
合 計(*)	84,206	100.0

(*) 税務代理人を含む、法74条の2の義務会員を除く

【参考】ドイツ連邦16州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen



むすびに

このたび、日税連国際部が中心となり、また、各税理士会関係役員の皆様の協力を得て、「国際交流事業に関する報告書—2014年版」を取りまとめることができた。

本報告書は、日税連及び各税理士会が行う国際交流事業の現況を把握することを目的として2010年に刊行を開始し、今回第3号となるが、この間、日税連の国際交流活動への対応として、特筆すべき二つの大きな成果を上げることができた。これらの事象について振り返りながら本報告書の結びとしたい。

その一つは、2014年7月開催の第58回定期総会において、日税連の「国際委員会」が「国際部」に改組されたことである。また、2013年6月には、日本税理士会連合会会務執行規則に基づく付設機関として、「国際税務情報研究会」が設置されており、初代会長には政府税制調査会会長の中里実東京大学大学院教授が就任している。

これにより、日税連が展開する国際交流活動を推進するための磐石な組織体制が整い、急速に進む経済活動のグローバル化に対応し、様々な国際組織と連携していくための環境が整備されたこととなり、アジア地域をはじめとする諸外国の税務専門家制度の定着・発展に向けた支援活動や、日本の税理士制度に関する理解を進めるための広報活動の一層の充実に資することを期待している。

二つ目は、2014年10月に台湾・台北市で開催されたAOTCA定時総会において、池田隼啓日税連会長が第7代AOTCA会長に選任されるとともに、次回2015年会議の開催地が大阪市に決定したことである。これを受けて、国際部では、10月14日から16日に開催される2015年AOTCA大阪会議の成功に向けて、その準備作業に鋭意取り組んでいるところである。

このほか、諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報収集に努めるとともに、国内外における研修会・カンファレンスへの参加や諸外国の関係機関及び専門家団体との交流促進を図りながら、我が国の税制及び税理士制度の紹介に努めるなど、諸外国との国際交流事業に積極的に取り組んできたところである。

終わりに、この2年間の国際交流活動を締め括るにあたり、本報告書の編集に当たられた国際部委員をはじめ、原稿の執筆並びに資料の提供を頂いた各税理士会の関係役員の皆様に対して心から感謝の意を表する次第である。

本報告書が日税連及び各税理士会の国際交流事業推進の参考資料として活用いただければ幸いである。

日本税理士会連合会
国際部長 田尻 吉正

日本税理士会連合会 国際部

部	長	田 尻 吉 正	(東 京)
副	部 長	高 見 正 彦	(近 畿)
副	部 長	長谷部 光 哉	(東 北)
副	部 長	松 岡 宣 明	(四 国)
委	員	足 達 信 一	(東 京)
委	員	廣 瀬 和 幸	(東京地方)
委	員	秋 葉 武	(千 葉 県)
委	員	福 島 利 夫	(関東信越)
委	員	瀧 谷 和 隆	(北 海 道)
委	員	荒 川 章 三	(名 古 屋)
委	員	神 谷 研	(東 海)
委	員	中 西 良 彦	(北 陸)
委	員	高 橋 良 昌	(中 国)
委	員	大 坪 一 彦	(九州北部)
委	員	瀬 山 美 恵	(南 九 州)
委	員	新 垣 隆 顕	(沖 縄)
担当副会長		友 利 博 明	(沖 縄)
専務理事		中 村 一 三	(東 京)

(カッコ内は所属税理士会名)

国際交流事業に関する報告書

2014年版

2015年6月20日発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際部

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>

